5日目（3月16日）

第１回福生市議会定例会会議録（第５号）

平成19年３月16日福生市議会議場に第１回福生市議会定例会が招集された。

1　出席議員は次のとおりである。

1番	加藤　育男君	2番	串田　金八君	3番	田村　昌巳君
4番	増田　俊一君	5番	大野　　聰君	6番	前田　正蔵君
7番	中森　富久君	8番	阿南　育子君	9番	髙橋　章夫君
10番	原島　貞夫君	11番	森田　昌巳君	12番	石川　和夫君
13番	田村　正秋君	14番	大野　悦子君	15番	羽場　　茂君
16番	青海　俊伯君	17番	今林　昌茂君	18番	沼崎　満子君
19番	松山　　清君	20番	清水　信作君	21番	遠藤　洋一君
22番	小野沢　久君				

1　欠席議員は次のとおりである。

な　し

1　欠員は次のとおりである。

な　し

1　出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤　久人君	助役	髙橋　保雄君	収入役	並木　　茂君
教育長	宮城　眞一君	企画財政部長	野崎　隆晴君	総務部長	田辺　恒久君
総務部参事	田中　益雄君	市民部長	石川　　弘君	生活環境部長	吉沢　英治君
福祉部長	星野恭一郎君	都市建設部長	清水喜久夫君	教育次長	吉野　栄喜君
参事	嶋﨑　政男君	選挙管理委員会事務局長	山崎　典雄君	監査委員事務局長	伊藤　章一君

1　議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小林　作二君	議事係長	大内　博之君	臨時速記事務補佐員	大迫　曄子君

1　本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第１回福生市議会定例会議事日程（５日目）

開議日時　３月16日（金）午前10時

日程第１	議案第１号	福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）
日程第２	議案第４号	福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）
日程第３	議案第２号	福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）
日程第４	議案第３号	福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）
日程第５	議案第５号	福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）
日程第６	議案第６号	福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例（審査報告）
日程第７	議案第７号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例（審査報告）
日程第８	議案第８号	福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例（審査報告）
日程第９	議案第９号	福生市営住宅条例の一部を改正する条例（審査報告）
日程第10	議案第10号	福生市下水道条例の一部を改正する条例（審査報告）
日程第11	議案第11号	福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）
日程第12	議案第12号	福生市副市長の定数を定める条例（審査報告）
日程第13	議案第13号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（審査報告）
日程第14	議案第14号	福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（審査報告）
日程第15	議案第20号	平成18年度福生市一般会計補正予算（第４号）（審査報告）
日程第16	議案第21号	平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）（審査報告）

日程第17　議案第22号　平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算（第２号）
（審査報告）
日程第18　議案第23号　平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第３号）
（審査報告）
日程第19　議案第24号　平成18年度福生市受託水道事業会計補正予算（第１号）
（審査報告）
日程第20　議案第25号　平成19年度福生市一般会計予算　（審査報告）
日程第21　議案第26号　平成19年度福生市国民健康保険特別会計予算（審査報告）
日程第22　議案第27号　平成19年度福生市老人保健医療特別会計予算（審査報告）
日程第23　議案第28号　平成19年度福生市介護保険特別会計予算　（審査報告）
日程第24　議案第29号　平成19年度福生市下水道事業会計予算　（審査報告）
日程第25　議案第30号　平成19年度福生市受託水道事業会計予算　（審査報告）
日程第26　議案第31号　不動産の譲与について　（審査報告）
日程第27　議案第32号　東京都市収益事業組合規約の変更について
日程第28　議案第33号　福生市議会会議規則の一部を改正する規則
日程第29　議案第34号　福生市議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第30　議案第35号　福生市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
日程第31　議員派遣について
日程第32　閉会中の継続審査申し出について
日程第33　特定事件の継続調査について

午前１０時　開議

○議長（石川和夫君）　ただいまから平成１９年第１回福生市議会定例会第５日目の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（小林議会事務局長報告）

1　追加議案の送付について（議案第３２号）（別添参照）

2　議案の受理について（議案第３３号外２件）（別添参照）

3　平成１９年１月分例月出納検査の結果について（別添参照）

4　平成１８年度第２回定期監査の結果について（別添参照）

5　平成１８年度第３回定期監査の結果について（別添参照）

6　平成１８年度財政援助団体監査の結果について（別添参照）

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長　小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君）　おはようございます。御指名をいただきましたので、去る３月１４日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

まず、日程でございますが、各委員会で審査をし、結論を得ました議案の審査報告を、日程第１から日程第２６までとして組ませていただきました。

それから、新たに市長から議案１件と、議員提出議案として議案が３件提出されておりますので、日程第２７から日程第３０として編成をいたしております。

また、次に日程第３１として議員派遣を組ませていただいておりますが、内容につきましては既に御配付の議案書にございます、新庁舎視察のため議員派遣及び閉会中における未定の議員派遣についてを、一緒にお諮りしようとするものでございます。

また、日程第３２及び日程第３３につきましては、閉会中の継続審査申し出と特定事件の継続調査として組ませていただきました。

次に、日程の順序でございますが、既に御配付の日程表のとおり決定をいたしております。

なお、この報告が終わりました後に、日程に入る前に先例に倣いまして議員の表彰状の伝達を行いたいと思います。伝達の方法につきましては、議長から演壇で表彰を受ける議員の皆様に表彰状をお渡しするという方法で、行うことといたしております。

次に、全員協議会でございますが、理事者側からの申し出がございますので、本会議終了後に開催を願うことといたしました。

以上が、報告でございますが、きょうは本定例会の最終日でもございます。また、我々議員には４月末まで任期がございますが、一応きょうが最後の本会議になるので

はないかと思います。また、昭和３９年に建設されたこの議場も、いよいよ取り壊しということになります。本日が最後になろうかと思います。幾多の議案を審議し、そして、多くの議員が一般質問をしてまいりました。職員や理事者の皆さんも、また議員の皆さんも少しでもこの我がまち福生をよくするためにと、ここでいろいろ意見を戦わせてきたところでございますが、きょう１日が皆さんの心に残るような１日になればと思っております。

それから、また、追加ですが、議会の局長さんもきょうがこの議場での仕事が最後になろうかと、卒業するようでございますので、今までの御努力に感謝をしたいと思います。（拍手）

それから、私も議会運営委員会の委員長として、前半の２年間を青海副委員長に、そして後半の２年間を遠藤副委員長に支えていただきました。そして、何よりも皆様の御協力をいただきながら、好き勝手なことを言わせていただきましたけれども、きょうを迎えることができました。心より御礼を申し上げまして、きょう１日よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（石川和夫君）　ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　これより、東京都市議長会より表彰された方に対しまして、表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（小林作二君）　それでは、私の方から対象者の議員さんにつきましてのお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、御登壇をいただきたいと思います。

まず、９番髙橋章夫議員。

（９番　髙橋章夫君登壇）

○議長（石川和夫君）　「表彰状、髙橋章夫殿。あなたは福生市議会議員として７年の長きにわたって地方自治の進展と議会の運営に尽くされ、その功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰いたします。平成１９年２月１６日、東京都市議長会会長、石井直治」代読。おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（小林作二君）　続きまして、１０番原島貞夫議員。

○議長（石川和夫君）　「表彰状、原島貞夫殿」　以下同文でございます。省略させていただきます。おめでとうございました。（拍手）

○議会事務局長（小林作二君）　それでは、ここで、恐れ入りますが、正副議長の交代をお願いしたいと思います。

それでは、１２番石川和夫議員。

○副議長（森田昌巳君）　「表彰状、石川和夫殿。あなたは福生市議会議長として３年の長きにわたり地方自治の進展と議会の運営に尽くされ、その功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰いたします。平成１９年２月１６日、東京都市議長会会長、石井直治」。おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（小林作二君）　以上でございます。おめでとうございました。

○議長（石川和夫君）　以上で、表彰状の伝達を終了いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　これより日程に入ります。

この際、既に配付してあるとおり、各委員会の審査報告書が提出されております。各委員会の審査報告書の朗読については省略いたします。

（各委員会審査報告書）別添参照

日程第１、議案第１号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長　青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君）　おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第１号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について審査報告をいたします。

初めに、各市の学校事務嘱託員報酬額の状況と、窓口事務嘱託員報酬額の状況についての資料提出がなされました。

理事者からの説明の後、委員より、総合窓口事務嘱託員の通訳機能はどれぐらいの能力を想定しているのか。それから、もう一つは、そもそも通訳のできるような方がこの時間給で来る人がいるのだろうか。１カ月の収入としてはどのくらいになるのかとの質疑があり、理事者より、英語を中心に数カ国語ができればいいと考えている。また１カ月の報酬に換算すると、１２８時間で時給１２４０円、月収１５万８０００円となるとの答弁がありました。

他の委員より、どのような仕事の範囲をお願いするつもりなのかとの質疑があり、理事者より、窓口とフロアマネージャーのような仕事の範囲を考えている。現在いる嘱託職員が英語、スペイン語、ポルトガル語ができるので、同様な仕事をしてもらいたいと考えている、との答弁がありました。

他の委員より、学校事務嘱託員の方を応募する嘱託員の人数と応募状況について質疑があり、理事者より、学校事務嘱託員の応募状況は時給９３０円で募集をかけており、嘱託員の採用試験については終了しています。募集人員は２名で、応募者は１９名となっているとの答弁がありました。

別の委員より、今までの学校事務嘱託員の関係で先ほどの説明だと、予算の管理から含めての雇用というような形だが、今までの９３０円という職員というのは、予算管理その他についてはしていなかったのかと、そういう解釈になるのか。また、２人採用というけれども一般の人か、職員を終えられた方かとの質疑があり、理事者より、職務内容については従来と変更はない。うちの１名については職員で、成績優秀ということで判断をしまして、その職員ともう一人は市民であるとの答弁がありました。

他の委員より、総合窓口嘱託員ですが、資格を持っているのか。また、どのくらいのフロアマネージャーとしての研修期間を見ているかとの質疑があり、理事者より、仕事をしていきながら研修という形で対応させていきたい。何カ国語かということに

ついては、英検の資格等にこだわらず、実際に話せるということで考えているとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおりに御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第１号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第１号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第２、議案第４号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長　青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君）　御指名をいただきましたので、議案第４号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査報告をいたします。

理事者の説明の後、委員より、このことによって、ただ級数、階数をさわっただけではなくて、実質的にその給与について、例えば切り下げるとか、あるいは総体的に減額できるとか、そういうことについてはあるのか。単に昇給のシステムを変えているだけだと理解していいのか。またさらには、条例変更の最大のメリットはどこにあるかとの何点かの質疑が出ました。

理事者より、この制度については４分割表のところで説明したわけですが、平成１９年４月１日には従来の表と同じような切りかえの方法でございます。いわゆる定期昇給であります。例えば、７月に上がる人は４分割表の一つしか上がらないとか、そういったことでやっておりますので、人件費につきましては従来ベースの部分で推移するのではないかと考えています。あるいは、ここで給与改定などもございましたので、その辺も含めまして、それほど多くの増額にはならないのではないかと考えています。しかしながら、２０年度以降に行きますと人事考課制度が導入されまして、四つのところが六つ上がる職員とかがおりますので、その辺では少し人件費の部分につ

いては増加が見込まれると考えられます。したがいまして、１９年４月の時点では１８年と比べまして、それほど多くの増額というふうにはならないというふうに見込んでおります。

今回の給与構造改革ですが、国の１７年の人事院の勧告、あるいは東京都の人事委員会の勧告、そういったものに基づいて行うわけで、能力、業績、そういったものをより一層給与制度に反映するというようなことから生まれ出たことであります。４分割表を導入するということは、人事考課を導入するというふうなこととタイアップしてやらなければ成果は上がらないわけでありまして、その辺が一番の目的であり、あるいはメリットとしましては職員の勤労意欲の増進を含めまして、この制度を導入したわけでありますとの答弁がありました。

他の委員より、第２１条の死亡賜金廃止願いですが、１８年度を含めて３年間ぐらいの対象者は何名になるのか。また、対象にならなかった場合の理由は何かとの質疑があり、理事者より、ここ数年職員の死亡が１８年で２名おりましたけれども、条例の適用になった職員が１名、他の１名の方が条例の適用にならなかったということでありますとの答弁がありました。対象外の理由としては、同居で、その者との生計を一にする者がいなかったということでありますとの答弁でありました。

別の委員より、この新給与表ですが、能力、業績、意欲評価というような形ですが、これから評価基準を決めて２０年４月から始めるということですが、この評価基準について説明とポイント制についての説明を願いたいという質疑があり、理事者より、業績、能力、意欲評価を３段階のポイントで評価して、それぞれの評価にポイントをつけます。ポイントをつけて、それぞれの所属の課長、所属部長、最後に総務部長という形で３段階の評価を行います。所属課長につきましては絶対評価といった形になります。所属部長につきましては相対評価を若干加味するということになります。最後の総務部長は、絶対評価と相対評価を加味した評価と、こんなふうな評価を行いますと答弁がありました。

その後、評価基準の資料要求があり、資料の説明の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第４号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４号は委員長の報告

のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第３、議案第２号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長　青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君）　御指名をいただきましたので、議案第２号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査報告をいたします。

理事者の説明の後、委員より、経過措置のところで、第２項、第３項のことをもう少し詳しく説明していただきたいとの質疑があり、理事者より、附則のところの経過措置ですが、収入役の関係で、要約すると、収入役の在任中は改正前の規定を適用することといたします。その際、改正前の規定にある「助役」という表現は「副市長」というふうにみなす旨の経過措置ということですとの答弁がありました。

別な委員より、今の説明ですと、在任中については副市長を置かないということになるか、また、自治法の方の改正の中で、要は市長の権限を副市長の方に委譲できるというような説明があったかと思いますが、そのことについて、１９年度についてはどのように考えているかとの質疑があり、理事者より、在任中ということですが、収入役の在任中ということであります。収入役の在任中は改正前の規定、この改正する前の規定を適用します。その際に、改正前は「助役」という表現をしておりましたので、そこは「副市長」というふうに読みかえるということであります。１９年度におきましては特に現時点では、そういったことについては決めておりませんが、副市長に権限、あるいは委譲、そういったことの法律的な部分につきましては現行の助役の職務に、長の命を受け、政策及び企画をつかさどること、並びに長の権限に属する事務の一部について委任を受け、事務を執行することを追加しておりますから、この辺でできるというようなことであります。ただ、できるといっても議会の招集権だとか、あるいは条例、あるいは規則の公布等につきましては、市長本来の職務であるというふうに言われているところでありますとの答弁がありました。

この後、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第２号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第２号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第４、議案第３号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長　青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君）　それでは、議案第３号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をいたします。

提案理由が、規定を整備したい旨のところから出ております関係で、さしたる意見もなく、説明の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第３号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第３号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第５、議案第５号、福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長　青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君）　御指名をいただきましたので、議案第５号、福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をいたします。

理事者の説明の後、本条例の提案理由が用語の整理並びに本条例の改正と規定の整備ということでございまして、さしたる意見もなく、お諮りいたしましたところ、全

員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおりに御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告といたします。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第５号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第５号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第６、議案第６号、福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長　青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君）　御指名をいただきましたので、議案第６号、福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例について審査報告をいたします。

理事者の説明の後、委員より、都立高校の基準としているという話しですが、市規則に変えたという他市の状況はどのようになっているか、金額も含めて知りたいとの質疑があり、理事者より、他市の状況ということですが、名称については「奨学金」としている市もあり、「育英資金」あるいは「奨学金」という形で支給している市が１８市あります。そのうち都立高校授業料を基準としている市につきましては８市あります。８市、いわゆる都立高校の授業料を基準としている市以外の市が１０市あります。金額の多いところでは青梅市が１万１０００円、一番低いところでは東久留米市においては５０００円ということであります。その１０市につきましては、その間の金額になっているとの答弁がありました。

別な委員より、第６項中の世帯主を保護者に改めるというところですが、この場合の保護者というのは親とは限らないのではないか。説明のときに、実は親という表現を使っておりまして、些細なことなのだけれども、親子ともども福生に住んでいてというような趣旨説明だったけれども、そうではないことはあり得ますから、表現を考え直してほしいというように思います。「保護者ともども」というような、現実には「親子ともども」が多いのだろうけれども、親がいなくて保護者が引き取った子どもだってあり得るからとの質疑があり、理事者より、必ず保護者が一緒にいるというふうな意味でそのように説明をさせていただいたところでありますとの答弁がありました。

他の委員より、６条の関係で、月単位というのは毎年度予算の範囲内ということですが、額的にはどのくらい、月額９３００円というふうにあるのだけれども、今の状況はどうかとの質疑があり、理事者より、現行の金額では９３００円、全日制の場合であります。定時制で２５００円。１９年４月からは９６００円、それから定時制につきましては２６００円というような形で計上していますとの答弁がありました。

他の委員より、今の６条のところで、毎年度予算の範囲内においてということなのだけれども、どういうふうに解釈すればよいかとの質疑があり、理事者より、現行が９３００円で、１９年度予算では９６００円ということであります。育英資金の基準を都立高校というふうにしてありますので、都立高校が例えば引き上げになるとかいった場合には、当然引き上げさせていただくというようなことでお願いしたい。

育英資金につきましては、年間予算が当然あるわけですが、毎年申込者も異なる中で、育英資金の審議会があります。その審議会の中で対象者、該当者を決めていただきますが、その中で、今までは条例の中で金額だけしか書いてございませんでしたが、そこを申込者が多く、それで同一レベルの学力のある方とか、いろいろ難しい部分もございますので、その辺のところを予算の範囲内でということで、場合によっては同一レベルの人が全員出たら、極端な話ですが、そういう場合には予算の枠を超えて支給をするようなことがないような形で、本当に真に経済的に困窮している方、それから、学力的にも人物的にも優秀な方を選ぶという中で、予算の範囲内でというようなことで今回決めさせていただいているところでありますとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第６号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第６号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第７、議案第７号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長　大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君）　おはようございます。御指名をいただきましたので、議案第７号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。委員より、今回の改正により患者にとっては何か変わるのかとの質疑があり、理事者より、今までと対応は変わらないとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第７号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第７号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第８、議案第８号、福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

暫時休憩します。

午前１０時４０分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前１０時４１分　開議

○議長（石川和夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（市民厚生委員長　大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君）　御指名をいただきましたので、議案第８号、福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、今回の結核予防法という名称を削りますと、患者が出てきた場合、患者にとっては何か特に変化があるのか教えていただきたいという質疑がありました。

理事者より、結核患者については現在いろいろ行われているわけですが、結核予防法そのものが廃止になりましたけれども、具体的に患者さんに対する対応については特に変わりませんという答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第８号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第８号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第９、議案第９号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長　青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君）　御指名をいただきましたので、議案第９号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例について審査報告をいたします。

理事者の説明の後、委員より、今回の改正の第一市営住宅臨時駐車場の対象世帯と、３１台で足りるのかという質疑があり、理事者から、対象としては第二市営住宅１０６戸、第三市営住宅の６６戸、計１７２戸ということが対象ですが、３１台で新たに５台追加しております。３年に１度の抽選で、前回待機の方が５人という形ですので、そんな形で今回はその方たちにお使いをいただけると思っているとの答弁がありました。

また、別の委員より、駐車台数がふえたのか、また、今利用している人はすべて市営住宅の居住者かとの質疑があり、理事者の方から市営住宅のみの方にお貸しをしているとの答弁がございました。

他の委員より、この駐車場の料金の未納というのはあるのか、また、月額使用料の９０００円の近隣との整合性、そしてこの未納が出た場合の対応についての質疑がありました。理事者より、月額９０００円を決めるに当たって民間の駐車場と比較をして、この辺が妥当ということで９０００円ということで決めております。そして、未

納につきましては、できれば未納者に対しては完納してもらえるようにとの指導ということで現在中心に行っているという答弁がございました。

また、別の委員より、今後、この第一市営住宅の木造住宅の今後の目標等についての質問がありました。理事者より、この木造市営住宅につきましては築約５０年という形で危険な状態というような認識を持っています。市としてもできる限り移転のお願い、鉄筋の方への移転のお願いという形でお願いをしておりますが、お願いできた方につきましては取り壊していくという形になっております。移転協力をしていただけない方については、しばらく現状のような形になろうかと思っておりますという形で、できたならば移転協力していただいて、より安全なところに住んでいただきたいということでお願いしているところでありますとの答弁がございました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第９号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第９号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第１０、議案第１０号、福生市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長　前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君）　御指名をいただきましたので、議案第１０号、福生市下水道条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、排出されている企業、５０カ所ということだが、今までの検査状況はどのようになっているのかとの質疑があり、理事者より、現在、５０カ所あるうち３カ所については下水道法の規制を受けており、東京都条例も含めて通常の法に基づいて検査をしている。また、残りの４７カ所については市の方で年４回水質検査をしており、今のところ数値は水質基準を超えるような状態にはなっていないとの答弁がありました。

別の委員より、以前にクリーニング屋さんの下水処理の関係で環境問題が発生したという話があったが、今回はそういったことには関係がないのかとの質疑があり、理事者より、福生市の場合は洗濯業としては１６の届け出がありますが、洗濯屋さんについては除外施設での処理をしているとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第１０号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第１０号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第１１、議案第１１号、福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長　青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君）　御指名をいただきましたので、議案第１１号、福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告をいたします。

理事者からの説明の後、委員より、説明の中で「条ずれ」ということで、大分大きくずれているということですが、改正後の消防組織法との差はどのようなことかという質疑があり、理事者より、今回の消防組織法の改正によって一番大きな内容は、従前は自治消防ということで個別消防という組織で検討された消防組織法ですが、ここへ来て近年の大規模災害等で単独の組織では危険であるという形で、消防の広域化ということが中心に今回改正されています。それに伴って各条の、条文の前の方の消防団についての規定がそれぞれ条立てでこのようになったということでありました。また、福生市は東京都の方に消防委託をしておりますので、この辺の広域化については特に変更がないとの答弁がございました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、

審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第１１号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第１１号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第１２、議案第１２号、福生市副市長の定数を定める条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長　青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君）　御指名をいただきましたので、議案第１２号、福生市副市長の定数を定める条例につきまして審査報告をいたします。

理事者からの説明の後、委員より、今回、１名にした理由と、今後どのように考えていくかという定数についての方向性についての質疑がございました。理事者から、現在、福生市の場合には部制をひいておる中で部長に横断的な政策課題については本部長制をひくというシステムを取り入れている。したがいまして、普通、助役あたりが各部に横断的にやるものについてが通常ですが、そういう形でなくてやれるような仕組みをつくったことになっているので、今度は収入役がいなくなった段階で、任期を全うした段階で少し考えるようなことが出てくるかもしれませんが、現時点では定数１名と、今までどおりやっていけると、このように考えているとの答弁がございました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第１２号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第１２号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第１３、議案第１３号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長　青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君）　御指名をいただきましたので、議案第１３号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして審査報告をいたします。

理事者からの説明の後、本条例の提案理由が用語の整理ということが中心になっておりますので、さしたる意見もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第１３号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第１３号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第１４、議案第１４号、福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長　大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君）　御指名をいただきましたので、議案第１４号、福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例につきまして審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、この制度は東京都が打ち出したものであるが、都の制度に便乗したものなのか。市の独自事業なのか。もし都が制度化しなかったらどうなっていたのか伺いたい。また、今回の制度は一部負担、３割のうち１割を助成する制度であり、今回の実施は入り口で、今後財政的な問題もあるが、将来的には制度を拡大していく考えはあるか。さらに、今回の制度により、市の負担はどのくらいになるのか。対象者はどのくらいを見込んでいるのか。それと、対象者に対してどのようにＰＲしていくのか。さらに、病院は承知しているのかとの質疑があり、理事者より、基本的には制度を採用するかどうかは市が決めることであり、独自制度であると考えている。また、基本的に子育て支援にかかわる制度を拡大の方向で進めていかなければならないと考えている。ただ、財政の問題が片方にあり、市民の皆さんが子育てができるような施策を優先順位をつけ、国、都がやるべきこと、市がやるべきことなどを選択しながら進めていきたい。

費用負担については、１９年度は１０月実施で、助成の対象月数は４カ月、全体の助成額は１１５０万５０００円となり、市の負担額はその２分の１の５７５万２０００円程度を見込んでいる。対象者数は、１９年度の小中学生の人口を４９５９人と見込み、そのうちおおよそ８０％程度が該当すると見込んで３９６７人と算定した。次にＰＲは、４月以降、市の広報、ホームページやさまざまな形で周知していく。病院に対しては東京都が東京都医師会と細部を含めて協議しており、問題なく１０月１日には実施できると考えている。

別の委員より、この制度について近隣の市町村はどうなっているのか。また、制度以上に実施するところはあるのかとの質疑があり、理事者より、幾つかの自治体で都の制度を活用しながら所得制限を撤廃するところがあると聞いているとの答弁がありました。

別の委員より、所得制限の額は幾らかとの質疑があり、理事者より、子ども２人、専業主婦の家庭を例にとると、年収８６０万円以下であれば該当するとの答弁がありました。

さらに別の委員より、この制度は申請により行うとのことだが、完全に把握することはできるのか。また、この制度に関して乳幼児医療の２歳未満児の所得制限は撤廃したが、それ以上の年齢の所得制限を撤廃する考えはないのか。それと、義務教育就学児の３割医療費負担はどのくらいになるのかとの質疑があり、理事者より、２歳未満児の所得制限を撤廃したのは制度上の欠陥を是正するという考えで実施したもので、福祉施策として考えれば当然所得制限はあるべきものであり、年収８６０万円というのは非常に高い額であると考えているので、現行で行きたい。また、義務教育就学児の対象者へのＰＲについては、対象世帯に何らかの通知を出すことも考えたい。それと、中学３年生までの３割負担額は１億７００万円程度と見込んでいるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第１４号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第１４号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　１１時１５分まで休憩いたします。

午前１１時４分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前１１時１５分　開議

○議長（石川和夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１５、議案第２０号、平成１８年度福生市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案については、総務文教、建設環境、市民厚生の３常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず、総務文教委員長、青海俊伯君。

（総務文教委員長　青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君）　御指名をいただきましたので、議案第２０号、平成１８年度福生市一般会計補正予算（第４号）歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分につきまして、審査報告をいたします。

初めに、理事者から説明の後、今回も歳入並びに歳出を分けて審査をいたしましたので、分けて御報告をさせていただきます。

初めに、委員より、予算書１４ページの配当割交付金並びに株式等譲渡所得割交付金の内容について説明を求めました。理事者から、配当割交付金につきましては、個人住民税の見直しに伴う平成１６年度から制度化されたものであるということ、そして株式などの配当に対して都が徴収した配当割の額の一定割を市町村に交付されるものであるという説明がなされました。また、株式等譲渡所得割交付金につきましては、同じく平成１６年度から個人住民税の見直しによって制度化され、株式等譲渡所得に対して都が徴収した株式等譲渡所得割の額の一定割合を市町村に交付するという説明がございました。

また、これらの交付金が今後とも制度が変わらず継続していくのかという質問につ

きましては、今後の制度については変化があるけれども、制度としては継続していく予定であるとの答弁がありました。

別な委員から、自動車取得税交付金１４０万円が増額されているけれども、何台分に相当するのかという質問がありましたが、自動車取得税交付金については車の台数、あるいは取り引き価格の合計は上がっていることは確かですが、詳細についてはいろいろな要素が入っていて、一概に何台とは言えないとの答弁がございました。

別な委員より、歳入におきまして施設等所在市町村調整交付金が大きな減額になっている、この理由についての質問、理由を言ってきているかどうかについての質疑がありました。理事者より、ここでの答弁の中で従前から担当で使っておりました答弁の理由の中で、ドル資産についてのことが言及されまして、若干委員と理事者の間のやり取りがございました。実は、この調整交付金にしても全体の７割についてはいわゆるドル資産的なところがあるけれども、それ以外のものもあるので、今後については答弁の折りにドル資産建てというところだけでの答弁についてはいかがなものかという意見が出ました。

同委員より、またこの補正額でこれまで以上に５０３万３０００円というかなり減額されていることについて、財政当局の考えはどうなのかという質疑に対して、理事者より、財政課としては逆に再編ということであったので、増額になればと思っていたところであるけれども、実際に下がったりということであるという形の答弁がございました。

続いて、歳出について審査を行いまして、委員より、退職手当組合特別負担金７５９９万７０００円についての１２名分の負担金ということですが、毎年度、負担金が違うことについての質疑がございました。これにつきまして、理事者の方から、退職者の人数によって違うという点が１点、２点目は退職の種別、定年退職、あるいは勧奨退職者によるものによっても違うということ。三つ目は、勤続年数による差も出てくるということでございました。

別の委員より、消防費の関係で防災行政無線の子局の移設についての質疑があり、理事者から、子局は永田橋を渡る手前、右側の広場のところに立っていますが、今回の永田橋の拡幅に伴って移転先としましては、柳山のサイクリング道路に入る道のわきのところの、通常ロケット公園と言われる場所に移設する予定になっているとの答弁がございました。

他の委員より、私立幼稚園児の負担軽減事業費等についての対象児童の減による減額なのか、ほかの要素があるのかという点についての質問と、並びに１人当たりの補助金というのは幾らなのかとの質疑があり、理事者の方から、この予算の組み方としては前年の決算見込みをもって予算計上している関係で差が出てくるという答弁と、１人当たりの市の負担分ということについては、１人３３００円ほど載せてあるという答弁がございました。

そのほか、収入によっての部分、市民税非課税世帯における第１子から第３子による金額等々の答弁がなされたところであります。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、総務文教委員会所管分につき

ましては原案のとおり可決することに決定をいたしましたので、何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようにお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　次に、建設環境委員長、前田正蔵君。

（建設環境委員長　前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君）　御指名をいただきましたので、議案第２０号、平成１８年度福生市一般会計補正予算(第４号)(歳出予算のうち建設環境委員会所管分)につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、永田橋の交通安全対策ということで、工事の進捗と、交通安全についての質疑があり、理事者より、新橋の先から田園通りがぶつかる部分については、平成１８年度に整備が完成する。その先の永田橋については平成１８年度に仮橋の工事が始まっており、勾配の関係は今、道路整備をしている。また交差点部、特に危ない部分についてはカーブミラー等をつけ安全対策をとるとの答弁がありました。

別の委員より、下水道費の繰出金減額について詳しく内容をお願いしますとの質疑があり、理事者より、今回の下水の補正につきましては、人事異動に伴うことと、工事の精査で減額があったとの答弁がありました。

さらに別の委員より、財源調整ということですが、そこの経緯についてとの質疑があり、理事者より、防衛補助金の第９条の財源振り替えであり、総額では変わっていない。第９条の補助対象事業の確定に伴って、全体事業の中で充当額を調整したとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　次に、市民厚生委員長、大野聰君。

（市民厚生委員長　大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君）　御指名をいただきましたので、議案第２０号、平成１８年度福生市一般会計補正予算（第４号）（歳出予算のうち市民建設委員会所管分）につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、国保会計の繰出金２億４３４万円はどこで決断したのかとの質疑があり、理事者より、当市は医療費の額は２６市中一番低く、これは健康診査やスポーツ関係の活動の成果と考えている。しかし、国保財政がこれだけ不足するということは制度上の欠陥だと考えている。毎年度、赤字が続いているが、基本的に医療費制度は大事な制度であり、ここに重点的に使っている。ただ、収納率の問題もあるので、今後も向上に努力していくとの答弁がありました。

別の委員より、国保会計へ約２億円の額を簡単に繰り出すことより、これだけ収納努力をした結果、これだけ不足するということを、せっかく苦労して払っている人に

対しての説明責任が必要だと思う。このことについては市民に対してどのようにＰＲしていくのかとの質疑があり、理事者より、広報紙やホームページなどでＰＲし、市民の皆さんに御理解をいただく努力を今後とも払っていきたいとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第２０号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第２０号は各委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第１６、議案第２１号、平成１８年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長　大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君）　御指名をいただきましたので、議案第２１号、平成１８年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、葬祭費は支給件数が増加との説明だが、どのくらいの件数か。また、増加傾向にあるとのことだが、どのくらいふえるのかとの質疑があり、今回の補正では１０件分を計上した。また、葬祭費の件数は１５年度２６２件、１６年度が２９５件、１７年度が３０７件となっているとの答弁がありました。

別の委員より、一般会計繰入金は今回の繰入金で総額幾らになるのか。それと、２０年度から始まる制度のシステム開発費について説明してほしいとの質疑があり、理事者より、本年度の一般会計繰入金は総額７億８２７万６０００円となる。また、平成２０年度から制度改正により各医療保険者に健診と保健指導が義務づけられ、今まで健康管理課で行っていたすべての市民を対象とした基本健康診査がなくなり、市では、市に義務づけられた国民健康保険の加入者のみの健康診断を行うこととなるため、国民健康保険団体連合会に委託し、受診表作成や医療データと健診データとの突合を

行うなどのシステムの開発を行う経費であるとの答弁がありました。

さらに同委員より、市民を対象とした基本健康診査がなくなるとのことだが、今まで社会保険に加入している世帯でも、零細企業の家庭は市の基本健康診査を受けていたと思うが、これからはどうなるのか。また、国保加入者以外の受診者はどのくらいあったのかとの質疑があり、理事者より、平成１９年度で従来の基本健康診査はなくなるが、２０年度以降の具体的な取り扱いはまだ不明である。また、現在、基本健康診査の受診者は１万６００人程度で、具体的な人数はとらえていないが、そのうちおおよそ６０％が国保加入者であろうと見ている。制度改正後は、それぞれの医療保険者が健診と保健指導が義務づけられることになることから、それぞれが対応することになるとの答弁がありました。

別の委員より、今回の補正では出てこないが、本年度の国保税の見通しはどうなっているのか。歳入は確保できるのかとの質疑があり、理事者より、今年度の国保税の収納見込みは、現在、担当課職員を含め収納率向上対策本部を中心に、全庁一丸となって努力している。２月末現在では前年同期で０．０７ポイントアップ、金額で７０００万円の増額である。今後さらなる努力をしていくとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようにお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第２１号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第２１号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第１７、議案第２２号、平成１８年度福生市介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長　大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君）　御指名をいただきましたので、議案第２２号、平成１８年度福生市介護保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、介護給付費準備基金から繰り入れすると、準備基金はあとどのくらい残るのか。また、介護予防サービスは今回予算の半分近くを減額補正しているが、この理由は何か。サービスを受けにくい側面はないのかとの質疑があり、理事者より、取り崩し後の基金額は１万円強である。また、介護予防サービスの事業内容は要支援者を対象とした介護予防、訪問介護、通所介護などの在宅サービスであるが、初めての制度でもあり、見込みどおりにいかなかったためである。サービスを受けにくい側面については保険者だけで解決できない部分もあり、今後の課題と考えているとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第２２号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第２２号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第１８、議案第２３号、平成１８年度福生市下水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長　前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君）　御指名をいただきましたので、議案第２３号、平成１８年度福生市下水道事業会計補正予算（第３号）につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、昭島市残堀２号幹線築造工事負担金の減額ということだが、その説明と、その後の工期はどのぐらいかかるのかとの質疑があり、理事者より、地盤改良という一つの方法で薬液注入という工法を見ていたところ、現場は軟弱ではなかったという形から、当初計上しました薬液注入の部分などが減額した。また、完成は平成２６年に福生市福東地区に到達するとの答弁がありました。

別の委員より、今回の歳入に関しては全般的に減額ということですが、福生市としては下水道もかなり完備されている観点から、補正がさらに続くのか、今後、こういった推移で行くのかとの質疑があり、理事者より、この歳入については事業が完成して、実績の額が決まったという精査の減額であるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第２３号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第２３号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第１９、議案第２４号、平成１８年度福生市受託水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長　前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君）　御指名をいただきましたので、議案第２４号、平成１８年度福生市受託水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、職員人件費１名削減ということだが、総数は何名から何名になるのかとの質疑があり、理事者より、１８名から１７名になるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第２４号について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第２４号は委員長の報告のとおり可決されました。
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○議長（石川和夫君）　日程第２０、議案第２５号、平成１９年度福生市一般会計予算を議題といたします。
お諮りいたします。
本案は、委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって委員長の報告及び質疑は省略することに決定いたしました。
この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。
反対者、１９番松山清君。
（１９番　松山清君登壇）
○１９番（松山清君）　平成１９年度福生市一般会計予算について、反対の討論をさせていただきます。
安倍政権が発足して初めての予算が国会で審議されています。特徴は、安倍首相が掲げる成長戦略のもとで異常なまでに大企業中心の経済政策の推進のための予算となっていることです。安倍首相は、国会での初めての所信表明演説で、「我が国が２１世紀において美しい国として繁栄を続けていくためには安定した経済成長が続くことが不可欠だ」として、成長なくして財政再建なしを理念に掲げ、予算編成に当たっても、成長に資する部分への重点化を強調しました。
このもとで編成された新年度予算は、史上空前の利益を上げている大企業に減税をばらまくなど、成長に資するという名目で大企業や大資産家を応援するものとなりました。
その一方で、定率減税の廃止や生活保護の削減に示されるように国民への負担増を、給付打ち切り、切り下げでは本当にひどいもの、こうした予算となっているわけでありまして、結局社会的格差と貧困をさらに拡大するものとなっているわけであります。
さて、こうした政府のもとで地方自治体は、今、国の方向に全面的に従っていくのか、それとも住民の暮らしを守るために全力を尽くすのか、厳しく問われているときではないでしょうか。
こうした点から、野澤市政の１９年度予算を見ると、住民の暮らしを守るために全力を尽くして編成したとはとても思えるものではありません。新規の独自福祉施策は一つもないことに見られるように、住民の暮らしから目をそらしていることが明らかな予算となっていると思います。

福生市は、財政が厳しいからやむを得ないのかな、そうではありません。ないのはお金ではなく、福祉の心、住民に対する思いやりの心が市長には欠けているのではないかと私は思うわけであります。この点を厳しく指摘しておきたいと思います。

新庁舎が１棟立ち上がりました。市民だれもが希望の持てる住みやすい福生を願っています。新庁舎がそのためのシンボルとなることに期待をするものでありますが、実態はなえてしまっているのではないですか。新庁舎に恥じない市政運営をすることを求めておきたいと思います。

さて、新年度予算においては、前年度予算において市独自の福祉施策を行革と称して根こそぎカットしてしまった結果、出発点は中身がないものでありました。市民の立場から見れば復活して当たり前でありますが、それも完全に見送り、新たな行革計画を進めようとしております。

私は、たびたび申し上げておりますけれども、現在の市民の生活を守るために知恵を出し合い、財政的にも思いやりを持った使い方をすることが求められているわけです。その点では今の政府でも保証する臨時財政対策債を発行可能額まで計上することは今の福生では当然のことだと思います。将来の市民にツケを回すことはできないというのは詭弁そのものであります。今の市民の生活を守ることに心を砕くことができない人に、将来を語る資格があるのかと私は問いたいと思います。

臨時財政対策債の活用や、また莫大な積立金の一部を活用することをやるとすれば、前年度カットした独自の福祉施策の復活、お年寄り家庭の生活支援手当の支給の制度、小中学生の医療費無料化制度、また、市内循環バスの運行など今の市民の多くの方々が実施を望んでいる施策に足を踏み出すことは十分に可能でございます。

こうしたことに力を注ぐことを私はこれからもやっていただきたいことを強く申し上げるとともに、言ってみれば２２５億円もの予算でありますから、この中にはそれなりの市民の方々の要望も一定程度繁栄しているということは、これまた当然の話であると思います。

最後に、こうしたことも申し添えて、簡単ではございますが、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　次に、賛成者、３番田村昌巳君。

（３番　田村昌巳君登壇）

○３番（田村昌巳君）　御指名をいただきましたので、議案第２０号、平成１９年度福生市一般会計予算について正和会を代表し、賛成の討論をさせていただきます。

本予算は、さきの予算審査特別委員会におきまして慎重な審議を経て、賛成多数で可決されました。平成１９年度予算は、三位一体の改革の関係で税源移譲に伴い市税収入が増額となっていますが、地方譲与税や地方交付税などの減額により、歳入の状況は依然として厳しい内容となっています。

こうした中、歳出面での新庁舎の建設、拝島駅の自由通路整備、福生病院の建てかえなど大規模プロジェクトを初め、かつ行政諸分野、さまざまな課題に適切に対応した予算となりました。

野澤市長におかれましては、職員数の削減や保育園の民営化、施設指定管理者制度

導入などさまざまな分野で行政改革を進めながら財源を確保し、各施設の充実に努められております。このことにつきましては、御努力に感謝申し上げます。

福祉面では、学童クラブの増設を初め児童手当支給の拡大、義務教育就学児医療費助成の実施、自立支援法移行後の障害者福祉施策に対して十分な対応がなされております。また、教育面では小学校授業指導補助員の増員、通級学級の開設、ふっさっ子の広場事業、子ども体験塾事業など現状に即応した事業の計上がなされており、都市基盤、生活基盤関係におきましては田園通りの改良事業、市道第１２６１号線自転車歩行者道拡幅事業、防災行政無線施設改良事業などが予定されております。組織改正面における子ども家庭部の設置、安全安心まちづくり課の設置などは今後の取り組みに大いに期待するものであります。また、将来にツケを残さないよう臨時財政対策債の借り入れを可能な限り少なくし、財政の健全化を進めていることにしましても評価すべきものでございます。

一方、今後の課題としては常々議論となっております市税等の未納の問題があります。市税のほか国民健康保険税、介護保険料、保育料、学校給食費、その他使用料など広範囲にわたる問題ですが、今後の財政運営面においても、また公平の観点からもこれは重要課題であると考えております。

平成１９年度予算には収納率向上対策が計上されておりますので、大いに期待しているところでございますが、単に収納強化だけでは難しい部分もあると思いますが、ぜひ自主納税の高まりが出てくるようなＰＲの方法、また各職員の皆様方には横断的な収納方法も含め、未納の問題に取り組んでいただき、今後も市民と行政の協働によるまちづくりのさらなる推進を期待いたしまして、正和会を代表しまして賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川和夫君）　次に、賛成者、１６番青海俊伯君。

（１６番　青海俊伯君登壇）

○１６番（青海俊伯君）　御指名をいただきました。それでは、平成１９年度福生市一般会計予算に関して、公明党を代表いたしまして賛成の立場から討論をいたします。

日本の経済は平成１４年度より回復基調となり、個人所得の伸びが緩やかなために、景気回復の実感が伴わない方向性を示していると言わざるを得ない状況でございます。そこへもって、昨今の世界同時株安に見られるように、従来の欧米発の株安と異なり、成長の著しい中国経済の脆弱性、不透明性に起因する不安定感も有する回復基調となっております。

このような経済状況においては、市当局が目指そうとしている財政計画は計画期間内の税収見通し、そして実施計画事業の必要な経費、行財政改革による財源確保の視点から財政運営のスキームを求めようとしているわけですが、さらには、将来的に次世代に現在の対策に対する負担を負わせないとする姿勢から、極力臨時財政対策債の借り入れを抑制しようという姿勢は大いに評価できるものと感じております。

今回の予算においては、さきの定例会において採決された議員定数削減が予算化されたことにより、確実に福祉、教育予算に回せる原資が確保されてきたことは評価に値いたします。

また、合理的な仕事の進め方としても毎回の予算審査で問題とされてきた、いわゆる電算委託料、総額４億円問題も既に見積額と当初予算の検証においても１９１６万円の削減効果を生みました。さらに、ＩＴコーディネーターによる、専門家によるシステム導入の整合性、合理性が数字としてあらわれてくることが期待されます。いよいよ本格的な、より説明責任を果たせる電算費用となってきた感がいたします。

このように、具体的な合理化、行政改革に反対して限られた予算であるのにもかかわらず、後年度負担のことは次世代の議員に任せておけばよいというような発想で、せつな的に今を乗り切ろうというのは、結局は市民に甘言を弄して、正しい選択を誤らせることになると言わざるを得ません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そもそも、予算の歳入面に切り込んで、限られた予算の範囲の中でいかに財源を確保して市民の利益に供するか、最大幸福を実現する施策を提案していくことこそ議員の責任であると確信するものであります。

今回の予算の中には、東京都で実現をした義務教育就学児医療費助成制度がございますが、予算審査の過程の中で明らかになったように対象者の実に８０％近くの方々が対象となる、子育て中のお母さんにとってはまさに朗報でありますが、都議会においても反対をして、市議会レベルでは当たり前のように受け入れるという一貫性に欠けていることこそ糾弾されるべきであると思います。

全体として合格点はあげられるものの、何点か指摘をしておきたい点もあります。まず、福生市は市民の健康増進を図る目的で掲げた「健康ふっさ２１」が、具体的に本予算の中に示されていないことであります。毎回、国民健康保険特別会計とのやり取りで指摘されるように、本年度も一般会計から言うと、国保の特別会計という財布への持ち出しは当初予算ベースで４億７０００万円であります。本来ならば一般会計の民生費、教育費等の施策実現のために活用できる原資を特別会計に加えてしまっている形であります。もちろん、国民健康保険特別会計が破綻してはならないという観点からの繰出金はやむを得ないわけでございますが、市民一人一人の健康増進を通して、結果としてこれだけの繰出金が減少しますという具体的な数値がいささか不足していると指摘しておきます。

また、子育て支援の観点から見ると、学童クラブの待機児ゼロについての取り組みをもっと速度を上げて実施すべきではないかと感じております。保育園の待機児童ゼロと学童クラブの待機児童ゼロとのセットで、初めて子育て支援策の機能が発揮できるのではないでしょうか。市民の目線で見ると、まだまだ改善しなければならない点は多々ありますが、現下の経済情勢の中で、限られた財源の中での福祉、教育、高齢者対策、子育て支援などなどの政策実現を織り込んだ平成１９年度福生市一般会計予算に賛成をするものであります。以上であります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川和夫君）　次に、賛成者、７番中森富久君。

（７番　中森富久君登壇）

○７番（中森富久君）　御指名をいただきまして、民主クラブを代表して議案第２５号、平成１９年度福生市一般会計予算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の予算審査において、歳入では市税徴収確保策、また歳出では後期高齢者医療システム、義務教育就学児医療費助成事業等新しい事業が盛り込まれています。その一方で、毎年扶助費が伸びており、これに対する抜本的な改革対策が必要であるというふうに考えております。

今回の予算審査の資料の中で、生活保護の資料が添付されておりました。その中で、生活の扶助の廃止の理由が死亡による廃止が数件あったというふうに覚えております。こうしたことを踏まえ、速やかな具体策と抜本的な対策が必要であるというふうに考えております。今年度、そうしたことを踏まえ、住宅政策が現在進行しております。長期的な政策を必要としており、ここのところに期待をし、こうした悲しい事件が起こらないよう対策を求めていきたいというふうに考えております。

しかしながら、今年度、大きな前進があった施策の一つに、小学校授業指導補助員の増員、また、市民との協働によるふっさっ子の広場が計画されています。こうしたことはよく言われる教育による所得の格差が懸念されている中、こうした地域の皆さんとともに福生市の子どもたち、そして学校の先生方、または補助員の皆さんとともに地域の教育力を高めていくことこそが、抜本的な改革につながっていくというふうに考えております。そうしたことを踏まえ、今年度がよりよい福生に向かうための分水嶺の年となるというふうに考えております。どうぞ皆様方の多くの御賛同をいただきまして、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（石川和夫君）　以上で討論を終わります。

これより、議案第２５号について起立により採決いたします。

本案に対する委員会の審査報告書は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員会の審査報告書のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川和夫君）　起立多数と認めます。よって、議案第２５号は委員会の審査報告書のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　午後１時まで休憩いたします。

午後０時４分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後１時　開議

○議長（石川和夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２１、議案第２６号、平成１９年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長　大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君）　御指名をいただきましたので、議案第２６号、平成１９年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして、審査報告をさせていただき

ます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、訪問指導事業の内容と対象を説明してほしいとの質疑があり、理事者より、重複・頻回受診者等訪問指導事業は１８年度の新規事業であり、１８年度は当初、病院での受診回数が多い人や、あちこちの医療機関に受診している人、１５０名程度の対象者を抽出し、委託業者から手紙を出し、訪問指導事業への協力の有無について調査したところである。その結果、７０名程度の人から協力してもよいとの回答をもらい、委託業者の保健師が家庭訪問したところ、最終的には約３０名程度の人が訪問指導を受けることになった。これらの人には１９年度も継続して指導を受けてもらい、新たに新規を募集することになるとの答弁がありました。

別の委員より、これから団塊の世代の人が企業を退職して国保に加入するケースがふえると思うが、どのような対策を講じていくのかとの質疑があり、理事者より、団塊世代の人が国保に加入してくると、現役時代との所得の格差が出てきて国保税に影響が出てくる一方、高齢化に伴い医療費が右肩上りに伸び、国保事業にとってはますます厳しい状況が予想される。現在、国では医療制度改革に取り組んでおり、今後は何らかの措置を講じてくれると考えているとの答弁がありました。

さらに別の委員より、国保税は平成１９年度から介護保険分が改定されるが、この影響額は幾らかとの質疑があり、理事者より、介護納付金現年分は前年度比２００１万７０００円の増、退職被保険者介護納付金分が４１１万５０００円の増、合計で２４００万円ほどの増となるとの答弁がありました。

同委員より、国保税の介護保険分の値上げに反対であるので、本予算についても反対の態度をとらせていただくとの意見が出されました。

別の委員より、訪問指導事業費で７０名予定したが、実際には３０名だったとのことだが、この人たちにはどのように指導をしていくのか。それと、保険証の発行はもう少しよいものができないかとの質疑があり、理事者より、訪問指導事業は対象者宅に委託先の保健師、看護師が訪問し、市が実施している健康に関する事業のパンフレットなどを持参し事業案内をしたり、健康に関する相談を継続的に実施して、具体的な健康に関するアドバイスを行っていくことになっている。次に、保険証の発行については、国の規格で決まっている部分もあるが、活字の大きさ、紙質等のレベルを上げるなどの方策を講じていきたいとの答弁がありました。

さらに別の委員より、保険基盤安定繰入金の計算根拠を教えてほしいとの質疑があり、理事者より、低所得者に対する保険税軽減分の軽減した部分について国、都、市から繰り入れをすることになっている。そのほか財政的な基盤が弱い自治体に対して、保険者支援分として繰り入れと補助が行われているとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、審査中に反対の意見がありましたので、起立により採決しましたところ、起立多数により原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者、１９番松山清君。

（１９番　松山清君登壇）

○１９番（松山清君）　議案第２６号、平成１９年度福生市国民健康保険特別会計について、反対の討論をさせていただきたいと思います。

国保会計につきましては、野澤市長は平成１５年度より５年連続国保税値上げを表明し、１８年度まで４年連続で国保税医療分の値上げを続けてまいりました。この結果、国保加入者に重い負担をかけ、その反動として収納率が一向に向上せず、足踏み状態であります。

こうしたことを受けて、１９年度分の国保税医療分の値上げをやめたことの判断は当然のことと私は思います。また、そのために１８年度補正予算で繰入額の増額を図ったということは評価をしているところでもございます。

しかし、介護分の金額は医療分より少ないとは言え、所得額１１％、均等割３１％の大幅値上げであります。こうしたことは、医療分値上げを中止した政治的、いろいろお考えの中で判断をされたことだと思いますけれども、この考えとやはりちょっと矛盾するのではないかと思います。そういう点では医療分、介護分とも値上げを見送る、そういう決断をしていただきたい、このように思っている次第であります。

そして今後、収納率向上の取り組み、これを強化するとしておりますけれども、決して勇み足となるような事態にならないことを強く申し述べまして、簡単ではございますが、反対の討論とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　次に、賛成者、１番加藤育男君。

（１番　加藤育男君登壇）

○１番（加藤育男君）　御指名をいただきましたので、議案第２６号、平成１９年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える社会保障制度として地域医療の確保と地域住民の健康維持、増進に大きく貢献し、国民皆保険の中核として極めて重要な役割を果たしてきているところです。

しかし、景気回復の兆しがなかなか顕著にあらわれてこないことや、相変わらず少子高齢化の傾向が進行している中、国民健康保険においては低所得者や高齢者の割合が増加しているなど、その財政環境は大変厳しい状況となっております。

このような中、平成１７年に示された医療制度改革大綱等に基づき、昨年６月には健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、医療制度改革が図られてくることとなりました。安心、信頼の医療確保と予防重視、医療費適正化の推進、また、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現などを目指すこの制度改革につきましては、平成１８年度より段階的に施行されてきておりますが、特に平成２０年度には

後期高齢者医療制度の創設、また、特定検診、特定保健指導の実施が保険者に義務づけられてくるなど、大きな制度改革が図られてくるところでございます。

このような状況の中、平成１９年度の国民健康保険特別会計が編成されたところですが、特に２００７年度問題、団塊の世代の退職や高齢化の進行により医療費が右肩上がりで増大しており、予算規模も前年度当初をさらに上回るものとなっております。しかしながら、歳入においては財源確保が厳しい中、国保税については収納率見込みを引き上げ、さらなる税収確保を目指す意気込みが見られるところであります。

また、歳出においては税収確保に向けて平成１８年度に開始した保険税収納専門員派遣事業に加え、民間活用により収納率向上と自主納税意識の高揚と財源の確保を目的とした保険税電話催告事業等を開始するとのことでございます。財源確保に向けた取り組みとして大いに期待するところでございます。

さらに、平成２０年度の医療制度改革に向けての取り組みとしましては、重複・頻回受診者に対し訪問指導により被保険者の健康保持、増進及び医療費の適正化を図ることを目的とした重複・頻回受診者等訪問指導事業の推進、さらには新たに国保ヘルスアップ事業費が計上されました。この事業については糖尿病、高血圧、高脂血症などの生活習慣病の一次予防を重点として自主的な健康増進、疾病予防を推進し、ひいては医療費の抑制に向けた事業として平成２０年度からの特定健診保健指導の本格実施に向け積極的な取り組みがなされたものと思います。

以上のことから、賛成討論とさせていただきますが、貴重な財源である保険税の確保については市税等収納向上対策本部を中心にさらなる対策を講じて収納努力を図っていただくことと、市長会を通して国や東京都に対して補助金等の見直しの働きかけを引き続き行っていくこと、また医療費の抑制に向けましてもさらなる努力をお願いし、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川和夫君）　以上で討論を終わります。

これより、議案第２６号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の審査報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川和夫君）　起立多数と認めます。よって、議案第２６号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第２２、議案第２７号、平成１９年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長　大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君）　御指名をいただきましたので、議案第２７号、平成１９年度福生市老人保健医療特別会計予算につきまして、審査報告をさせていただき

ます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、老人保健医療の対象者が減っているとのことだが、理由は何かとの質疑があり、理事者より、平成１４年度に制度改正があり、それまで対象年齢が７０歳以上であったが、１４年１０月から７５歳以上となったため、年々、対象数が減少傾向にあるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第２７号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第２７号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第２３、議案第２８号、平成１９年度福生市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、市民厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（市民厚生委員長　大野聰君登壇）

○市民厚生委員長（大野聰君）　御指名をいただきましたので、議案第２８号、平成１９年度福生市介護保険特別会計予算につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

委員より、家族介護者教室委託料の内容と、どこに委託しているのか。家族介護慰労助成金の内容は何かとの質疑があり、理事者より、家族介護者教室委託は介護者を抱える家族を対象に情報交換やリフレッシュ事業、介護の方法などの教室を行うもので、社会福祉協議会に委託しているとの答弁がありました。また、家族介護慰労助成金の内容につきましてはいろいろ制限がありまして、対象がなかなかありませんけれども、１年間、介護保険を使わなかったり、いろいろな形で自宅で介護している方に対して助成金を出しているところですが、対象者数は非常に少なくなっておりますとの答弁がありました。

別の委員より、介護予防サービス等給付費について、先ほど１８年度補正予算で約

半分減額したが、１９年度に２億７２２５万７０００円を計上しており、サービス給付を行うという保障はあるのか。対象とサービスの範囲はどうなっているのかとの質疑があり、理事者より、介護予防サービス給付費は平成１８年度に導入された制度で、対象は要支援１と２の方であるが、対象者数の把握が非常に難しい状況にある。今後ともＰＲを十分やっていきたい。サービスの内容は介護保険法の中で決まっておりますとの答弁がありました。

別の委員より、認定審査会のメンバーは何人か。福生病院には該当する先生はいらっしゃるのかとの質疑があり、理事者より、認定審査会の委員は１４人で、医師６人、理学療法士２人、保健師１人、看護師１人、介護福祉士３名となっている。なお、福生病院には審査会のメンバーは入っていないとの答弁がありました。

さらに別の委員より、介護保険料の段階別で滞納が多い階層はどこか。市税や国保税と保険料を同じ担当で徴収しているが、特に優先順位はあるのかとの質疑があり、理事者より、段階別の滞納状況は特に把握はしていない。保険料等を徴収する場合の優先順位は特にない。しかし、６５歳以上の１号被保険者は加齢とともに納付に対する理解の度合いが若干落ちており、滞納が出るケースがあるとの答弁がありました。さらに、特定入所者介護サービス事業の所得段階別は、第１段階が４７人、第２が１９１人、第３が６８人で、合計３０６人となっているとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願いいたしまして、審査報告とさせていただきます。

最後に、一言ごあいさつを申し上げます。２年間、加藤副委員長とともに委員長を務めさせていただきまして、委員の皆様方にはいろいろ御協力をいただき、無事、２年間委員長を務めさせていただきました。特に、諸先輩方にいろいろ御指導をいただきまして大変ありがとうございました。これからも福生市の福祉、市民行政が発展することを祈念しまして、お礼のあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第２８号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第２８号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第２４、議案第２９号、平成１９年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長　前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君）　御指名をいただきましたので、議案第２９号、平成１９年度福生市下水道事業会計予算につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、分担金及び負担金の下水道整備負担金、新五日市街道雨水管埋設工事、東京都分負担金ということで説明があったが、これはどの辺の工事かとの質疑があり、理事者より、新五日市街道雨水管埋設工事東京都分負担金で、どのあたりの工事かということだが、１９年度については場所的には二小通りから１６号線にかけての工事であるとの答弁がありました。

別の委員より、歳入のところで、使用料及び手数料で本年度の予算が前年度より４５０万円ふえている理由は何かとの質疑があり、理事者より、この増については基地水を除く一般水の自然増と考えている。大きな企業の進出などの一般水を見込んでいるとの答弁がありました。

また、別の委員より、新五日市街道雨水管埋設工事で、どのぐらいの口径を埋設するのかとの質疑があり、理事者より、基本的には雨水管は２５０ミリから７００ミリを２０５メートル予定しており、延伸力のある鉄筋が入っているヒューム管を使っての工事となるとの答弁がありました。

さらに別の委員より、雨水ます浸透施設設置事業で、昨年の夏は大雨で雨水ますがあふれたようだが、今年度はその対策を行っているのかとの質疑があり、理事者より、雨水ます浸透施設の設置事業で、昨年５月と７月に集中豪雨があり、道路冠水等があったが、基本的には下水管の周辺調査を行い、ある程度解消はできているとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第２９号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第２９号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第２５、議案第３０号、平成１９年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設環境委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（建設環境委員長　前田正蔵君登壇）

○建設環境委員長（前田正蔵君）　御指名をいただきましたので、議案第３０号、平成１９年度福生市受託水道事業会計予算につきまして、審査報告をさせていただきます。

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、歳出の水道管理費の主な工事の内訳についてとの質疑があり、理事者より、工事の内訳であるが、６本ほどで、配水管布設替え等工事、これが５件で４７０メートル、それから配水管下水道関連移設工事が１件で１００メートル、その他消火栓移設補修工事、配水管漏水修繕工事、制水弁等修繕工事、それから水道事務所等の補修工事であるとの答弁がありました。

以上のような質疑答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

それから、引き続きまことに勝手なことですが、この演壇ではこれが私の最終であり、皆様方に一言御礼を申し上げさせていただきます。

２年間の建設環境委員長、副委員長ともども格別の御指導を賜り、皆様に高い席より恐縮ながら幾重にも御礼と感謝を申し上げ、２年間の御礼にさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第３０号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第３０号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第２６、議案第３１号、不動産の譲与についてを議題と

いたします。

本案については、総務文教委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（総務文教委員長　青海俊伯君登壇）

○総務文教委員長（青海俊伯君）　御指名をいただきましたので、議案第３１号、不動産の譲与について、審査報告をいたします。

今回の不動産譲与目的は、つくし保育園の民設民営化という非常に明確な内容でございましたので、さしたる意見もなく、皆様にお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

何とぞ、当委員会の報告のとおりに御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

あわせて、この席をおかりしまして、総務文教委員長として一言御礼のごあいさつをさせていただきます。

２年間にわたりまして、中森副委員長ともども重責を全うさせていただきました。どの常任委員会よりも円滑な委員会運営ができたと自負をしておりますが、これもひとえに皆様方の、各委員の御指導、御鞭撻のたまものと心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（石川和夫君）　以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第３１号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第３１号は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第２７、議案第３２号、東京都市収益事業組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長　野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君）　御指名をいただきまして、議案第３２号、東京都市収益事業組合規約の変更について、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

提案理由につきましては、東京都市収益事業組合が、平成１８年度をもちまして競輪事業から撤退するに当たり、組合の財政事情が厳しいことから、議員定数を変更するため本規約を変更いたそうとするものでございます。

なお、議員定数の変更につきましては、本年２月１日に開催されました東京都市収益事業組合議員の代表者会議におきまして提案がなされ、全員の賛成があったことから、これを受け、組合として規約の変更をいたそうとするものでございます。

次に、規約の変更の内容につきまして説明申し上げます。例規集は２３１３ページでございます。

第５条第２項についてでございますが、現行で組合議員の定数は「１６人」とし、関係市からそれぞれ「２人」を選出すると規定しておりますが、これを組合議会議員の定数は「８人」とし、関係市からの選出はそれぞれ「１人」に改めようとするものでございます。

次に、附則として、この規約の施行期日を平成１９年５月１日にいたそうとするものでございます。

以上、議案第３２号、東京都市収益事業組合規約の変更につきまして提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第３２号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第３２号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第３２号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって議案第３２号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第２８、議案第３３号、福生市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（議会運営副委員長　遠藤洋一君登壇）

○議会運営副委員長（遠藤洋一君）　御指名をいただきましたので、議案第３３号、福生市議会会議規則の一部を改正する規則につきましての提案理由の説明をさせていただきます。

もう平成１２年ですから、２０００年に地方自治法の一部改正がありました。地方

分権時代がそこから始まったと言われておりますし、今もその改革は続いております。

こうしたことから、第２８次地方制度調査会の答申を踏まえまして、地方自治法の一部改正が昨年、平成１８年５月３１日、参議院本会議で可決されました。さらに６月７日に公布をされています。

この法律改正内容のうち、特に議会関係、私も議会関係の改正につきましては議会制度の充実、学識経験者等の専門的知見の活用、議長への臨時会の招集請求権の付与、議員の複数常任委員会への所属制限の廃止、閉会中の委員会委員の議長名による選任、委員会の議案提出権など、新しいものが付与されております。いずれも、それらは「できる」規定となっておりますが、今回はこの法律改正のうち、当市議会の会議規則を改正する必要があるということになりまして、委員会の議案提出権の付与に関する改正が主なものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。少々長くなりますが、よろしくお願いいたします。

まず、第１４条議案の提出でございますが、現行条文に新たに２項として「委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由をつけ、委員長が議長に提出しなければならない」の１項を加えるものでございます。この大きな違いは、「できる」から「ねばならない」というところにあるわけで、これは議員の皆さん御承知のとおり、「できる」というのと「ねばならない」というのは法律的には、あるいは条例的には大きな違いがあるわけですけれども、これが「ねばならない」になりました。

さらに、第１９条事件の撤回又は訂正及び動議の撤回でございますが、現行条文に新たに第３項として「委員会が提出した議案につき第１項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない」という１項を加えるものでございます。

次に、第３７条議案等の説明、質疑及び委員会付託でありますが、現行条文に新たに第２項として「委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる」を１項加えるものでございます。

次の第３項は、１項を加えたことによる用語の整備でございまして、次の第９７条、第１４１条及び第１５３条についても、第３７条の改正による用語の整備でございます。

次に、附則でございますが、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上でございますが、本提案の趣旨を御理解いただき、本案を原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第３３号は、委員会の付託を省略することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第３３号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第３３号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって議案第３３号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第２９、議案第３４号、福生市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（議会運営副委員長　遠藤洋一君登壇）

○議会運営副委員長（遠藤洋一君）　御指名をいただきましたので、議案第３４号、福生市議会委員会条例の一部を改正する条例につきましての提案理由の説明をいたします。

今回の委員会条例の主な改正点につきましては、昨年９月の定例会におきまして議員定数の改正が行われました。その結果、委員の定数の変更を行うということになりまして、そのことについての条例の改正です。全体の改正点は４点です。

まず、第２条常任委員会の名称、委員定数及びその所管でございますが、第１号の総務文教委員会委員の定数を「８人」から「７人」に、それから第２号の建設環境委員会委員の定数を「７人」から「６人」に改め、また市民厚生委員会の所管事項を、現行条文の「福祉部」から「福祉部及び子ども家庭部」、これは機構の改革によるものでございますけれども、に改めようとするものでございます。

さらに、第８条委員の選任でございますが、同条第１項の現行条文に「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」を、また次の２項につきましても、現行条文に「ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。」とつけ加えるものであります。

次に、３項といたしまして「第１項ただし書きの規定により委員を指名したとき及び前項ただし書きの規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。」という１項を加えるものでございます。

この第８条の改正の趣旨につきましては、閉会中において、例えば補欠選挙で当選した議員が、直ちに委員として委員会活動に参加できるようにする、そのための改正でございます。

次の第２２条は、用語の整備です。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございますけれども、組織条例改正に伴う常任委員会の所管の改正につきましては、平成１９年４

月１日から施行し、委員定数の改正については、今度の４月２２日の改選による新たな議員の任期から始めるということにします。したがいまして、平成１９年５月１日からということになります。

以上でございますけれども、本提案の趣旨を御理解いただきまして、本案を原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石川和夫君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第３４号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第３４号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第３４号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって議案第３４号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第３０、議案第３５号、福生市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（議会運営副委員長　遠藤洋一君登壇）

○議会運営副委員長（遠藤洋一君）　御指名をいただきましたので、議案第３５号、福生市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

この問題につきましては、昨今、マスコミ等々で大きく取り上げられ、あるいは２６市、あるいは東京都区内の政務調査費がどのような形になっているかということが随分詳細に報告をされたり、報道されたりしています。

その中で、私たちはくやしい思いをしたことが一つだけあります。それは、領収書の添付の問題で、福生は三角形がついていたのです。私たちはずっと、私も随分議員をやっていますけれども、政務調査費についてはきちんとした領収書を毎回出していたにもかかわらず、条例に１行がないという理由だけで三角マークがつけられていて、腹の立つ思いをした議員さんもおられるし、まちの方たちからも「何でここが三角形なのだ」というように言われた議員さん、私も含めて多いと思います。

これは当然のように議会改革検討協議会でも議論になりましたし、議運でぜひその

ことを諮るということになりまして、今回の条例の改正の提案になりました。今までの二つの議案もそうですけれども、議会運営委員長のもと、全員の議員の皆さんの御承認を得まして、ここで条例化するわけですけれども、この条例をもちまして、何か特に変わったということはないのです。ないけれども、市民の皆さんに対してより透明である、より私たちの議会は開かれたものであるということを示すためにも、このタイミングでつくるのが非常によろしいのではないか。青梅市は今度の最終日にやはりこの条例をつけるというようなことを聞いております。特に全員協議会でそのような話し合いになったそうですけれども、それでも、平成１９年から、来年度の４月１日から領収書の条例の義務化をしたいということでございます。

しかし、私どもの福生市議会は、平成１８年４月１日にさかのぼり、つまり今いる私たちから条例の義務化をする。しかし、このことも再三申し上げますけれども、今までずっと領収書は、議員として当たり前ですけれども、続けていたのに、その条例がなかったことがやはりちょっと不首尾であったのかなとも思っておりまして、この提案をさせていただくわけでございます。

この中身につきましては、第７条に収支報告書の提出というのがございますけれども、現行条文に新たに「当該政務調査費に係る領収書等を添付して、」というふうなものを１行挿入します。それだけで、今までと全く何も変わることはないのですけれども、次に、新たに第８条として議長の調査の条文を加えるものでございます。「第８条議長は、政務調査費の適正な運用を図るため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。」というふうな１行の文言が入りました。これも今までと全く変わってはいませんけれども、このようなことを書き込んでなかったということだけなのです。

次に、附則でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり公布の日から施行するというものでございまして、ただし、改正後の第７条第１項及び第８条の規定は、要するに領収書の添付義務につきましては平成１８年４月１日から適用しようとするものでございます。今、もうお出しになっている方もおいでになるかもしれませんけれども、この年度でお出しになるものから、領収書の義務ということを条例として定めましたので、ぜひよろしくお願いをいたします。

この制度につきまして、ぜひ御理解と、今までどおりのことでいいのでございますけれども、やらせていただきたいというふうに思っております。

これは、私はただお役目で今ここでこのように提案申し上げているのでございまして、これは副委員長の仕事でございますけれども、全員、２２人の総意でございますので、御賛同はもちろん得られると思いますけれども、これからも透明性の高い、公開性の高い議会を、次の選挙の議員の皆さんにも十分に託して、私たちはこの議会を終わっていくことになると思いますけれども、前に議会運営副委員長に皆様から御推挙をいただいたときに、「議会は透明な地球のボールのようなものである。その中では、自分たちが自分たちのことをすべて決めることができるような世界だけれども、そのかわりだれからも見えることのできる透明なボールなのだ」というお話を、何かつまらないお話をしたことがありますけれども、しみじみそう思っております。そういう

ものも条例化しなければ、やはり市民の皆さんによっては「条例がないではないか」という方もおいでになるということがよくわかりました。ぜひこれからも頑張っていきましょうということで、次の議員の皆様に託して終わりたいと思います。

ここで一言、皆さんの御協力を、小野沢委員長のもとで働かせていただきました。まことにありがとうございました。以上で終わります。(拍手)

○議長（石川和夫君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第３５号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第３５号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第３５号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって議案第３５号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第３１、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第１００条第１２項及び福生市議会会議規則第１５８条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました議員派遣についてのとおり、閉会中に議員派遣を行うこと及び閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等について、議長に御一任願うことについて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

なお、ただいま議決されました確定の議員派遣については、事情により変更を要する場合にはその措置を議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第３２、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務文教及び建設環境から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第１０３条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が３件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出の陳情第１６－１３号、陳情第１７－５号及び陳情第１８－５号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、本３件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　日程第３３、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、３常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君）　御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（石川和夫君）　以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成１９年第１回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後１時５７分　閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長　石　川　和　夫

議員　田　村　正　秋

議員　大　野　悦　子

議員　羽　場　　茂

㊞

福総文発第178号
平成19年3月13日

福生市議会議長
石　川　和　夫　様

福生市長　野　澤　久　人　㊞

追加議案の送付について

平成19年第1回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

議案第32号　　東京都市収益事業組合規約の変更について

議案第32号

東京都市収益事業組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東京都市収益事業組合規約を次のように変更する。

上記の議案を提出する。

平成19年3月16日

福生市長　野　澤　久　人

（提案理由）

東京都市収益事業組合の組合議会議員の定数を改定することに伴い、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第290条の規定により、本議案を提出するものである。

東京都市収益事業組合規約の一部を改正する規約

東京都市収益事業組合規約（昭和45年10月15日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「16人」を「８人」に、「２人」を「１人」に改める。

附　則

この規約は、平成19年５月１日から施行する。

議案第33号

福生市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成19年3月16日

提出者　遠藤洋一

賛成者　小野沢久

〃　大野聰

〃　前田正蔵

〃　阿南育子

〃　大野悦子

〃　青海俊伯

〃　松山清

〃　清水信作

福生市議会議長

石川和夫　様

福生市議会会議規則の一部を改正する規則

福生市議会会議規則（昭和45年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

2　委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

3　委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第37条第2項中「提出者の説明又は委員会の付託」を「前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2　委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第97条第2項中「第3項」を「第4項」に改める。

第141条中「第2項」を「第3項」に改める。

第153条中「第2項」を「第3項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第34号

福生市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成19年3月16日

提出者　遠藤洋一

賛成者　小野沢久

〃　大野聰

〃　前田正蔵

〃　阿南育子

〃　大野悦子

〃　青海俊伯

〃　松山清

〃　清水信作

福生市議会議長

石川和夫　様

福生市議会委員会条例の一部を改正する条例

福生市議会委員会条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「８人」を「７人」に改め、同条第２号中「７人」を「６人」に改め、同条第３号中「福祉部」を「福祉部及び子ども家庭部」に改める。

第８条第１項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第８条第２項中に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第８条第３項中「前項」を「第２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　第１項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第22条第１項中「（昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第３号の改正規定は平成19年４月１日から、第２条第１号及び第２号の改正規定は平成19年５月１日から施行する。

議案第35号

福生市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成19年3月16日

提出者　遠藤洋一

賛成者　小野沢久

〃　大野聰

〃　前田正蔵

〃　阿南育子

〃　大野悦子

〃　青海俊伯

〃　松山清

〃　清水信作

福生市議会議長

石川和夫　様

福生市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福生市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中、「を作成し」の次に「、当該政務調査費に係る領収書等を添付して」を加える。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（議長の調査）

第8条　議長は、政務調査費の適正な運用を図るため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第7条第1項及び第8条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

㊥

福監発第５７号
平成１９年３月６日

福生市長　野澤久人様
福生市議会議長
石川和夫様

福生市監査委員　沖倉強
同　今林昌茂

平成１９年１月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

１　検査日　２月２７日（火）
２　場　所　監査委員事務局
３　対　象　平成１９年１月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
４　結　果　１月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、１月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成19年1月分

平成18年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会計名	予算現額	本月中歳入額 本月中歳出額	本月末歳入累計額 本月末歳出累計額	収入率 執行率	本月末現在高
一般会計	千円 21,827,377	2,685,157,254 1,305,665,688	14,472,061,682 14,730,267,143	66.3 67.5	運 180,000,000 △258,205,461
国保会計	5,327,701	398,033,786 463,621,382	3,930,267,764 4,146,134,519	73.8 77.8	運 240,000,000 △215,866,755
老人保健医療会計	3,235,762	294,296,783 278,278,765	2,412,635,441 2,376,781,700	74.6 73.5	35,853,741
下水道事業会計	2,241,718	34,870,097 121,767,413	1,468,096,490 1,354,377,674	65.5 60.4	113,718,816
介護保険会計	2,631,291	231,406,482 193,416,367	1,973,294,896 1,893,562,427	75.0 72.0	79,732,469
受託水道事業会計	419,862	22,675,000 20,547,689	260,087,610 217,838,590	61.9 51.9	42,249,020
合計	35,683,711	3,666,439,402 2,383,297,304	24,516,443,883 24,718,962,053	68.7 69.3	運 420,000,000 △202,518,170

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	85,541,683	287,570,330	318,687,920	54,424,093
都税	76,096,746	86,317,890	76,096,746	86,317,890
合計	161,638,429	373,888,220	394,784,666	140,741,983

3 基金の状況

(単位：円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,454,586	0	0	116,454,586
庁舎建設基金	2,336,328,422	0	0	2,336,328,422
都市施設整備基金	運△140,000,000 1,345,900,228	戻 145,000,000 返 40,962,786	運 5,000,000 0	1,386,863,014
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,158,079	0	0	352,158,079
財政調整基金	運△1,660,000,000 1,662,922,102	戻 1,510,000,000 0	運 270,000,000 0	運△420,000,000 1,662,922,102
学校施設等整備基金	1,949,212,913	0	0	1,949,212,913
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	11,917,532	0	0	11,917,532
中小企業振興資金融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	5,440,000	返 3,053,856	貸 2,773,856	5,720,000
合計	運△1,800,000,000 8,211,465,885	戻 1,655,000,000 44,016,642	運 275,000,000 2,773,856	運△420,000,000 8,252,708,671

・運は運用金　・返は返済金　・貸は貸付金　・戻は戻入金

㊞

福監発第　５８　号
平成19年3月12日

福　生　市　長　　野　澤　久　人　様
福生市議会議長　　石　川　和　夫　様

福生市監査委員　沖　倉　　強
同　　今　林　昌　茂

平成１８年度第２回定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条12項の規定により通知願います。

平成18年度

第2回

定期監査報告書

市民部課税課

市民部収納課

福生市監査委員

平成18年度第2回定期監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項、第2項及び第４項の規定による監査

第２　監査の対象

市民部課税課・収納課

第３　監査の範囲

平成１８年４月１日から平成１８年９月３０日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

第４　実施期間

平成１８年１０月２１日から平成１８年１１月１６日まで

第５　実施方法

監査の実施については、監査の対象とした所管課の財務に関すること及びその他これに関する事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続きにより実施し、次の点に主眼を置き監査を実施した。

1　職員の事務の遂行が適正に行われているか。出張命令簿、超過勤務等命令簿、出勤表（タイムカード）、自動車運転日誌等の整理保存等は適正に行われているか。
2　予算の執行（予算経理、歳入調定、契約事務、支出の費目区分等）が効率的に行われているか。
3　資金前渡（前渡金受領、支払、精算の時期等）事務の執行は適切に行われているか。
4　委託事業の遂行（委託内容、契約手続、委託料の支出等）が適正に行われているか。
5　事業の目的を達成し、効果を上げているか。

第６　監査の結果

事務の執行について監査したところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、要望も合わせ以下に記述する。

１　予算の執行状況について

平成１８年４月から平成１８年９月末までの課税課・収納課における歳入歳出予算の執行状況は、別表１のとおりである。

歳入歳出予算の執行について、調定議決書、支出命令書、支出負担行為兼支出命令書、物品等購入伺票、請書・契約書等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

【各課共通】

２　職員の勤務の管理状況について

職員の勤務の管理状況について、出勤整理簿及び出勤表（タイムカード）の取扱は適正に処理されているか、超過勤務手当、旅費の支給事務は適正に行われているか等、超過勤務命令簿及び出張命令簿等と照合するなどにより審査した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められる。

◆　タイムカードの押し忘れが散見された、また、押印が不適切なため判読不明なものが散見された。

【各課共通】

3　被服等貸与品の管理状況について

被服等貸与品の管理状況について確認をした結果、貸与品は台帳に適正に記載され、管理については各個人にまかされている。なお、貸与品の廃棄については各個人にまかされているので十分に注意をされたい。

【各課共通】

4　車両の管理状況について

次の事項を除きおおむね適正に管理されていた。

◆　運転日誌については指定様式以外のものが一部使用されていたので、指定様式にするか、現在使用の日誌の内容を一部変更し帳票登録する等の措置をされたい。

◆

【課税課】

車両管理等については、福生市庁用自動車等管理規定に基づき、運転者及び運転管理者等は、事故防止・安全運転の徹底を図る上でも、乗車ごとの点検等に留意し、車の安全な運行と管理に努められたい。

【各課共通】

5　印鑑・公印の管理について

公印管理簿には、氏名・発布日・あて先等明確に記載され適正に使用されている、また、保管場所・方法についても適正に管理されていると認められた。

【各課共通】

6　備品の管理について

次の事項を除き、おおむね適正に管理されていた。

◆　台帳の品名の記載について、同じ種類の製品であるのに品名が異なって記載されているものが見受けられたで、登録には同製品については品名を統一されたい。

【各課共通】

7　手数料・収納金等の取扱い及び負担金の執行について

手数料及び収納金の取扱い・保管方法及び負担金の執行については適正に処理されていると認められた。

【各課共通】

8　委託事業について

委託の契約関係書類等について確認した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されていた。

◆ 保険税収納専門員派遣事業委託について、毎月業務完了報告書により支払いが行われているが、日々の業務内容・調査処理件数等についても把握されたい。

【収納課】

◆ 土地評価業務委託（時点修正）について随意契約されているが、市内の鑑定評価の実績等を考慮し公平性が保たれるような業者選定をされたい。

【課税課】

9　減免の申請等の処理について

減免の申請から決定等の経過について調査をしたが、次の事項を除きおおむね適正に処理されていた。

◆ 軽自動車税の減免決定については、軽自動車税の納期限後に減免決定がされているので、今は納期限前までに決定するようにされたい。

◆ 生活保護受給者の税の減免については、出来るかぎり保護開始と同時期に適用されるのが望ましいと思われるので、担当部課と連絡調整等を密にされたい。

【課税課】

１０　収納対策について

福生市の市税等の収納率にあっては、依然として２６市の中でも低い状況となっていることから、市税等収納率向上対策本部や保険税収納専門員等の活用を図り、徹底した収納対策を推進し、収納率の向上が図られるよう要望します。

【収納課】

１１　不納欠損処分及び執行停止に至る経過について

滞納処分停止決議書作成に至るまでの経過について調査を行った結果、市税等滞納明細書に基づき滞納者の証拠書類の収集・作成等について、各滞納者により添付の証拠書類の違いはあるが適正に処理されていると認められた。ただし、預貯金等の調査回答文書に収受印がないものが散見されたので、今後は充分注意されたい。

【収納課】

１２　償却資産の課税の把握について

公共用地等において、民間管理会社が運営している駐車場の償却資産等の課税については、課税もれ等がないか充分に把握をされたい。また、市内では空地等の有効利用を図る目的と思われる民間駐車場の設置が多く見受けられることから、償却資産の課税漏れがないよう充分に注意をされたい。

【課税課】

１３　指定管理者制度に伴う課税等について

福生市では、公共施設の管理運営について指定管理者による管理運営が導入されており、今後民間管理会社等への普及が増加すると思われることから、課税客体等にあっては充分に調査・研究されたい。

【課税課】

別表１

予　算　の　執　行　状　況

一般会計　　課税課所管分

歳 入　　平成18年９月30日現在（単位：円・％）

款	項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説　明
						対予算	対調定	
８国有提供施設等所在市町村助成交付金等			1,374,796,000	0	0	0.0	0.0	
	１国有提供施設等所在市町村助成交付金等		1,374,796,000	0	0	0.0	0.0	
		１国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,158,636,000	0	0	0.0	0.0	
		２施設等所在市町村調整交付金	216,160,000	0	0	0.0	0.0	
１３使用料及び手数料			3,060,000	1,714,420	1,714,420	56.0	100.0	
	１ 使　用　料		3,060,000	1,714,420	1,714,420	56.0	100.0	
		１総務手数料	3,060,000	1,714,420	1,714,420	56.0	100.0	１税務証明等手数料
合　　計			1,377,856,000	1,714,420	1,714,420	0.1	100.0	

歳 出　　平成18年９月30日現在（単位：円・％）

款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説　明
２ 総　務　費			86,797,000	24,140,305	62,656,695	27.8	
	２ 徴　税　費		86,797,000	24,140,305	62,656,695	27.8	
		１税務総務費	3,040,000	1,264,729	1,775,271	41.6	３税務事務費 ４証明事務費 ５自動車管理費
		２賦課徴収費	83,757,000	22,875,576	60,881,424	27.3	１市民税賦課事務費 ２固定資産税等賦課事務費 ３諸税賦課事務費 ５市税還付金及び還付加算金
合　　計			86,797,000	24,140,305	62,656,695	27.8	

一般会計　　収納課所管分

歳 入　　平成18年９月30日現在（単位：円・％）

款	項	目	予算現額	調定額	収入済額	収入比率		説明
						対予算	対調定	
1		市税	7,837,720,000	8,018,502,862	4,090,226,064	52.2	51.0	
	1	市民税	3,604,643,000	3,652,914,559	1,717,711,546	47.7	47.0	
		1 個人	3,086,336,000	3,359,086,148	1,449,359,315	47.0	43.1	現年課税分及び滞納繰越分
		2 法人	518,307,000	293,828,411	268,352,231	51.8	91.3	現年課税分及び滞納繰越分
	2	固定資産税	3,144,346,000	3,413,513,906	1,799,812,023	57.2	52.7	
		1固定資産税	3,068,531,000	3,337,386,306	1,727,988,623	56.3	51.8	現年課税分及び滞納繰越分
		2国有資産等所在市町村交付金及び納付金	75,815,000	76,127,600	71,823,400	94.7	94.3	現年課税分
	3	軽自動車税	50,353,000	59,459,450	47,723,107	94.8	80.3	
		1軽自動車税	50,353,000	59,459,450	47,723,107	94.8	80.3	現年課税分及び滞納繰越分
	4	市たばこ税	416,308,000	204,446,104	170,720,573	41.0	83.5	
		1市たばこ税	416,308,000	204,446,104	170,720,573	41.0	83.5	現年課税分
	5	都市計画税	622,070,000	688,168,843	354,258,815	56.9	51.5	
		1都市計画税	622,070,000	688,168,843	354,258,815	56.9	51.5	現年課税分及び滞納繰越分
15		都支出金	86,175,000	0	0	0.0	0.0	
	3	委託金	86,175,000	0	0	0.0	0.0	
		1総務費委託金	86,175,000	0	0	0.0	0.0	都税徴収委託金
20		諸収入	6,495,000	6,729,217	6,596,041	101.6	98.0	
	1	延滞金、加算金及び過料	6,000,000	6,729,217	6,596,041	109.9	98.0	
		1延滞金	6,000,000	6,729,217	6,596,041	109.9	98.0	
	5	雑入	495,000	0	0	0.0	0.0	
		1 雑入	495,000	0	0	0.0	0.0	滞納処分費
合計			7,930,390,000	8,025,232,079	4,096,822,105	51.7	51.0	

歳 出　　平成18年９月30日現在（単位：円・％）

款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説明
2		総務費	20,404,000	8,838,688	11,565,312	43.3	
	2	徴税費	20,404,000	8,838,688	11,565,312	43.3	
		2賦課徴収費	20,404,000	8,838,688	11,565,312	43.3	4収納事務費
3		民生費	2,948,000	866,250	2,081,750	29.4	
	1	社会福祉費	2,948,000	866,250	2,081,750	29.4	
		1社会福祉総務費	2,948,000	866,250	2,081,750	29.4	9国民健康保険特別会計事業費の13口座振替磁気テープ処理委託料及び14プログラム使用料
合計			23,352,000	9,704,938	13,647,062	41.6	

国民健康保険特別会計 収納課所管分

歳 入　　平成18年９月30日現在（単位：円・%）

款	項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
						対予算	対調定	
1 国民健康保険税			1,830,254,000	2,272,278,787	443,501,340	24.2	19.5	
	1 国民健康保険税		1,830,254,000	2,272,278,787	443,501,340	24.2	19.5	
		1 一般被保険者国民健康保険税	1,516,681,000	1,922,599,904	346,002,208	22.8	18.0	医療給付費・介護納付金現年課税分 医療給付費・介護納付金滞納繰越分
		2 退職被保険者国民健康保険税	313,573,000	349,678,883	97,499,132	31.1	27.9	医療給付費・介護納付金現年課税分 医療給付費・介護納付金滞納繰越分
8 諸 収 入			2,030,000	2,608,118	2,608,118	128.5	100.0	
	1 延滞金、加算金及び過料		2,030,000	2,608,118	2,608,118	128.5	100.0	
		1 一般被保険者延滞金	2,000,000	2,531,746	2,531,746	126.6	100.0	医療給付費・介護納付金滞納金
		2 退職被保険者延滞金	30,000	76,372	76,372	254.6	100.0	医療給付費・介護納付金滞納金
合 計			1,832,284,000	2,274,886,905	446,109,458	24.3	19.6	

歳 出　　平成18年９月30日現在（単位：円・%）

款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
1 総 務 費			12,601,000	3,605,068	8,995,932	28.6	
	1 総務管理費		12,601,000	3,605,068	8,995,932	28.6	
		1 一般管理費	12,601,000	3,605,068	8,995,932	28.6	3収納事務費及び6自動車管理費
合 計			12,601,000	3,605,068	8,995,932	28.6	

介護保険特別会計　収納課所管分

歳 入　　平成18年９月30日現在（単位：円・%）

款	項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説　明
						対予算	対調定	
1	介護保険料		534,131,000	302,392,785	221,823,500	41.5	73.4	
	1	介護保険料	534,131,000	302,392,785	221,823,500	41.5	73.4	
		1第1号被保険者保険料	534,131,000	302,392,785	221,823,500	41.5	73.4	現年度分・滞納繰越分保険料
9	諸　収　入		10,000	85,100	85,100	851.0	100.0	
	1	延滞金、加算金及び過料	10,000	85,100	85,100	851.0	100.0	
		1第1号被保険者延滞金	10,000	85,100	85,100	851.0	100.0	第1号被保険者延滞金
合　　計			534,141,000	302,477,885	221,908,600	41.5	73.4	

歳 出　　平成18年９月30日現在（単位：円・%）

款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説　明
1	総　務　費		699,000	126,126	572,874	18.0	
	2	賦課徴収費	699,000	126,126	572,874	18.0	
		1賦課徴収費	699,000	126,126	572,874	18.0	2収納事務費
合　　計			699,000	126,126	572,874	18.0	

㊞

福監発第　５９　号
平成19年3月12日

福　生　市　長　　野　澤　久　人　様
福生市議会議長　　石　川　和　夫　様

福生市監査委員　沖　倉　　強
同　　今　林　昌　茂

平成１８年度第３回定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条12項の規定により通知願います。

平成18年度

第3回

定期監査報告書

議会事務局

福生市監査委員

平成18年度第3回定期監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定による監査

第２　監査の対象

議会事務局

第３　監査の範囲

平成１８年４月１日から平成１８年１１月３０日までに執行された財務に関する事務・その他の事務及び平成17年度政務調査費執行状況

第４　実施期間

平成１８年１２月１８日から平成１９年１月２４日まで

第５　実施方法

監査の実施については、監査の対象とした所管課の財務に関すること及びその他これに関する事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続きにより実施し、次の点に主眼を置き監査を実施した。

１　職員の事務の遂行が適正に行われているか。出張命令簿、超過勤務等命令簿、出勤表（タイムカード）、自動車運転日誌等の整理保存等は適正に行われているか。
２　予算の執行（予算経理、歳入調定、契約事務、支出の費目区分等）が効率的に行われているか。
３　資金前渡（前渡金受領、支払、精算の時期等）事務の執行は適切に行われているか。
４　委託事業の遂行（委託内容、契約手続、委託料の支出等）が適正に行われているか。
５　事業の目的を達成し、効果を上げているか。

第６　監査の結果

事務の執行について監査したところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、要望も合わせ以下に記述する。

１　予算の執行状況について

平成１８年４月から平成１８年１１月までの議会事務局における歳入歳出予算の執行状況は、別表１のとおりである。

歳入歳出予算の執行について、調定議決書、支出命令書、支出負担行為兼支出命令書、物品等購入伺票、請書・契約書等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

２　職員の勤務の管理状況について

職員の勤務の管理状況について、出勤整理簿及び出勤表（タイムカード）の取扱は適正に処理されているか、超過勤務手当、旅費の支給事務は適正に行われているか、超過勤務命令簿及び出張命令簿等と照合するなどにより審査した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められる。

◆　出勤表と休暇願を比較した結果、数値が一致しない箇所が数箇所見受けられた。
出勤整理簿を整理した後に発生した訂正等については適正に事務処理をされたい。

3　被服等貸与品の管理状況について

福生市議会議員被服貸与規程及び福生市職員被服貸与規程に基づき被服貸与の管理等が適正に行われているか。

議員及び職員の被服等貸与品の管理状況について確認をした結果、貸与品は個々の台帳に適正に記載されていると認められた。また、貸与品の管理等については各個人に任されているので、特に廃棄等については十分に注意をされたい。

4　車両の運行管理について

自動車運転日誌等について確認した結果、次の事項を除き、おおむね適正に管理されていた。

◆ 運転日誌については指定様式以外のものが使用されていたので、指定様式にするか、現在使用日誌を帳票登録する等の措置をされたい。
運転者及び管理者等は、事故防止・安全運転の徹底を図る上でも、日々の点検等に留意し、今後も車の安全な運行と管理に努められたい。

5　公印等の管理について

公印等の管理については福生市議会公印規程及び福生市公印規則に基づき適正に管理されていると認められる。

6　備品の管理について

備品台帳は具備され、記載内容と現物は一致しているか、また記載されてないものはないか等、備品の管理状況ついて確認した結果、おおむね適正に管理されていると認められる。

7　タクシー券の管理について

タクシー券の管理については、管理台帳により使用枚数・使用目的・残数等が記載され適正に管理されていると認められる。

8　委託事業について

委託の契約関係書類等について確認した結果、おおむね適正に処理されていると認められる。なお、次の委託契約については意見を付します。

◆ 会議録データ委託について、会議録データは会議録検索システムに入力して利用されるものであるので、会議録データ作成委託契約については、会議録検索システムプログラム使用（借上）の契約と連携していると思われる。

会議録検索システムプログラム借上期間中については、会議録データ作成委託も同一業者と１社随意契約しなければならない状態になっている。次回の会議録検索システムプログラム使用（借上）の契約更新時には、会議録データ作成委託契約については、会議録検索システムプログラム使用（借上）と同期間長期契約することによりコスト削減ができると思われるので、関係各課と協議の上、業者・システムの選定等を行ってください。

9　請願書及陳情書の取扱いについて

請願書及び陳情書の取扱いについては、整理表により受付から審議の経過等内容について詳細に記載され、適正に処理されていると認められる。

１０　政務調査費について

政務調査費については、当該年度分及び平成17年度分の収支報告書等を合わせて調査を実施した。

◆ 政務調査費について調査した結果、関係提出書類の精査について実施されているようには見受けられなかった。

今後については関係提出書類の充分な精査を実施されたい。また、提出された関係書類及び添付資料について各種の疑問点が確認された。これら疑問点について、現在進められている議会改革検討協議会で政務調査費ついての改革が検討されている経過があるので、監査で明らかになった疑問点については、福生市議会政務調査費の交付に関する条例及び同施行規則等の改善を強く要望します。

別表１

予　算　の　執　行　状　況

一般会計　　議会事務局

歳 入　　平成18年11月30日現在（単位：円・％）

款	項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説　明
						対予算	対調定	
２０ 諸　収　入			124,722,000	127,803	127,803	0.1	100.0	
	５ 雑　　入		124,722,000	127,803	127,803	0.1	100.0	
		１ 雑　　入	124,722,000	127,803	127,803	0.1	100.0	

歳 出　　平成18年11月30日現在（単位：円・％）

款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説　明
１ 議　会　費			299,705,000	182,820,736	116,884,264	61.0	
	１ 議　会　費		299,705,000	182,820,736	116,884,264	61.0	
		１ 議　会　費	299,705,000	182,820,736	116,884,264	61.0	
合　　計			299,705,000	182,820,736	116,884,264	61.0	

㊞

福監発第６０号
平成19年3月12日

福生市長 野澤久人 様
福生市議会議長 石川和夫 様

福生市監査委員 沖倉 強
同 今林昌茂

平成18年度財政援助団体監査の結果について

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき実施した監査について、同条第９号の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条１２項の規定により通知願います。

平成１８年度

財政援助団体監査報告書

対象団体
　社団法人福生市シルバー人材センター
所管部課
　福祉部介護福祉課

福　生　市　監　査　委　員

財政援助団体監査結果報告書

第１監査の概要

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく監査

２　監査の対象

財政援助団体名　　社団法人福生市シルバー人材センター

補助金等の名称　　福生市シルバー人材センター事業補助金及び運営費貸付金

所　管　部　課　　福祉部介護福祉課

３　監査の範囲

平成１８年度に交付された補助金等に係る出納、事務等について及び貸付金の利用状況について

４　監査の期間

平成１８年１２月１８日から平成１９年１月２４日まで

５　監査の方法

監査の対象となった財政援助団体及び所管課に関係書類の提出を求め、補助金及び貸付金の執行状況について目的に沿った執行が行われているかを重点に、関係帳簿、証拠書類等の照合並びにその他の関係書類等の審査と共に、関係職員から聴取するなど、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

調査項目

所管課

（１）補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確であるか。

（２）補助金の額の算定、交付手続き及び交付時期は適切であるか。

（３）補助金の交付団体への指導監査は適切に行われているか。

（４）実績報告の検証及び事業効果の評価は行われているか。

（５）貸付金の貸付状況について

（６）その他

財政援助団体

（１）補助金の執行管理については、適正に行われているか。

（２）事業等は計画書及び交付条件に従って実施され、適正かつ効率的に行われているか。

（３）諸規程の整備がなされ、適正な執行がされているか。

（４）貸付金の執行については、目的に沿って適正に使用されているか。

（５）出納関係諸帳簿の整備等が適切に行われているか。

第２　監査の結果

１　社団法人福生市シルバー人材センター

（１）団体の概要

社団法人福生市シルバー人材センターの（以下「センター」という。）の定款等による。

① 目　的

社団法人福生市シルバー人材センターは、一般の雇用になじまないが働く意欲を持っている健康な高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その知識、経験及び希望の沿った就業機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

② 事業の内容

（１）高齢者の就業に関する情報の収集及び提供

（２）高齢者の就業に関する調査研究

（３）高齢者の就業に関する相談

（４）臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、その希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供（高齢者に対する就業保障又は収入保証のため事業を除く）

（５）高齢者に対する簡易な仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習等の実施

（６）その他センターの目的を達成するために必要な事業

③ 設　立

昭和５４年１１月２１日（法人認可　昭和５５年１２月１日）

④　組織等

（1）会員状況　正会員　９３１名　　特別会員　　3名　　賛助会員　　0名
（2）理　事　２０名　（会長　1名　副会長　1名　常務理事　1名）
（3）幹　事　2名
（4）職　員　6名　　臨時職員　1名

⑤　所在地

東京都福生市牛浜１６３番地　さくら会館内

⑥　市と団体との関係

市は、福生市に居住する高齢者の就業に関する事業を行う当該団体に対し事業に必要とする経費の補助及び貸付を行っている。

2　監査内容及び指摘事項

シルバー人材センター補助金等について監査した結果、補助金については福生市シルバー人材センター事業補助金交付要綱の規程に基づき交付されている。補助金のほとんどは人件費と管理運営費に当てられ、その他一部に事業費の消耗品や備品費等に当てられている。人件費等の執行についてはシルバー人材センターの給与規程やその他諸規定に基づき給与や各種手当等が支給されている、また、超過勤務については市と同様の対応で休日振替を主に当てることを基本に支給されている。その他通信費の切手等の管理についても使用簿により使用枚数・目的・残枚数等が記載され、残枚数も使用簿と合致し適正に管理されている。帳簿、預金通帳等の関係帳簿類の記載や計数の誤りも見受けられなく適正に処理されていると認められた。

貸付金については、シルバー人材センターが発足した当初より貸付が行われており、今までに数回の貸付額変更がされ、毎年継続的に貸付が行われてきている。この貸付金の目的は、年度当初にシルバー人材センターの運転資金に不足が生じるため、それを補う目的のため例年貸付けが行われてきている経緯がある。しかし、今回監査した結果では年度当初に不足が生じていることを会計帳簿等では確認をすることができなかった。

この貸付金については当初の目的は現在の会計状況を見ますとすでに達成されていると思われるので、今後は市の担当課と充分に協議を行い、貸付金について再検討するよう要望します。

平成１８年度　一般会計予算

（平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日まで）

（単位：千円）

科目			予算額	備考
大	中	小科目		
Ⅰ 事業活動収支の部				
１．事業活動収入				
事業収入			354,000	
受託事業収入			354,000	
	配分金収入		331,680	
	材料費等収入		5,463	
	事務費収入		16,857	
会費収入			960	
	正会員会費収入		960	
補助金等収入			58,922	
	連合交付金収入		11,720	
	市補助金収入		47,202	
雑収入			400	
	受取利息収入		0	
	雑収入		400	
事業活動収入計			414,282	
２．事業活動支出				
事業費支出			353,377	
	受託事業費支出		337,520	
		配分金支出	331,680	
		材料費等支出	5,840	
	普及啓発費支出		1,643	
		通信運搬費支出	30	
		消耗品費支出	185	
		印刷製本費支出	1,278	
		委託費支出	150	
	研修・講習費支出		887	
		会議費支出	50	
		旅費交通費支出	10	
		消耗品費支出	287	
		賃借料支出	50	
		諸謝金支出	400	
		負担金支出	90	
	就業開拓提供費支出		12,808	
		通信運搬費支出	777	
		消耗什器備品費支出	598	１０万円未満の備品
		消耗品費支出	1,050	１万円未満の消耗品
		修繕費支出	550	事業用什器備品等の修繕費
		燃料費支出	240	
		賃借料支出	2,000	
		保険料支出	3,096	
		諸謝金支出	2,000	
		委託費支出	476	
		租税公課支出	320	

（単位：千円）

科目			予算額	備考
大	中	小科目		
		組織活動助成金支出	1,500	
		貸倒引当金繰入額	1	
		雑支出	200	
	調査	研究費支出	80	
		通信運搬費支出	20	
		印刷製本費支出	30	
		委託費支出	30	
	相談	事業費支出	39	
		旅費交通費支出	20	
		印刷製本費支出	19	
	安全就業等推進費支出		400	
		会議費支出	10	
		旅費交通費支出	50	
		消耗品費支出	200	
		印刷製本費支出	60	
		諸謝金支出	60	
		負担金支出	20	
管理費支出			62,643	
	人件費支出		47,958	
		職員基本給支出	24,715	職員６人分
		職員特別給与支出	9,870	期末勤勉手当
		職員諸手当支出	5,218	調整手当・扶養手当
		法定福利費支出	6,701	厚生年金・健康保険他
		福利厚生費支出	350	職員の健康診断に要する経費等
		退職給付支出	1,104	退職金掛金
	管理運営費支出		14,685	
		臨時雇賃金支出	1,378	事務補助
		法定福利費支出	10	臨時職員労災保険料等
		会議費支出	260	
		旅費交通費支出	852	
		通信運搬費支出	1,189	電話料金・郵券代
		消耗什器備品費支出	300	
		消耗品費支出	2,293	
		修繕費支出	200	事務機器の修繕費、車検代
		印刷製本費支出	900	
		燃料費支出	240	灯油・ガソリン等の燃料費
		賃借料支出	4,277	OA機器・車両のリース料
		保険料支出	689	自動車保険・火災保険等
		手数料支出	284	銀行振込手数料
		委託費支出	762	OA機器等の保守委託料
		租税公課支出	272	自動車税・収入印紙等
		負担金支出	559	各種会費等の負担金
		支払利息支出	20	
		雑支出	200	
事業活動支出計			416,020	
事業活動収支差額			△ 1,738	

（単位：千円）

科目			予算額	備考
大	中	小科目		
Ⅱ 投資活動収支の部				
1．投資活動収入				
特定資産取崩収入			1,000	
	財政運営資金積立資金取崩収入		1,000	
投資活動収入計			1,000	
2．投資活動支出				
固定資産取得支出			500	
	什器備品購入支出		500	
特定資産取得支出			3,762	
	退職給付引当資産取得支出		1,825	
	減価償却引当資産取得支出		937	
	記念事業積立資産取得支出		1,000	
投資活動支出計			4,262	
投資活動収支差額			△ 3,262	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1．財務活動収入				
借入金収入			7,000	
	市借入金収入		7,000	
財務活動収入計			7,000	
2．財務活動支出				
借入金返済支出			7,000	
	市借入金返済支出		7,000	
財務活動支出計			7,000	
財務活動収支差額			0	
Ⅳ 予備費支出			15,000	
予備費支出			15,000	
当期収支差額			△ 20,000	
前期繰越収支差額			20,000	
次期繰越収支差額			0	

平成19年3月9日

福生市議会議長　石　川　和　夫　様

総務文教委員長　青　海　俊　伯　囲

総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第102条の規定により報告します。

事件番号	件　　名	議決結果
議案第1号	福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第4号	福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第2号	福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第3号	福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第5号	福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第6号	福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第9号	福生市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第11号	福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

事件番号	件　　名	議決結果
議案第 12 号	福生市副市長の定数を定める条例	原案可決
議案第 13 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決
議案第 20 号	平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第４号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）	原案可決
議案第 31 号	不動産の譲与について	原案可決

平成19年3月7日

福生市議会議長　石　川　和　夫　様

建設環境委員長　前　田　正　蔵　㊞

建設環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第102条の規定により報告します。

事件番号	件名	議決結果
議案第10号	福生市下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第20号	平成18年度福生市一般会計補正予算（第4号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）	原案可決
議案第23号	平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第24号	平成18年度福生市受託水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第29号	平成19年度福生市下水道事業会計予算	原案可決
議案第30号	平成19年度福生市受託水道事業会計予算	原案可決

平成19年3月8日

福生市議会議長　石　川　和　夫　様

市民厚生委員長　大　野　　聰　㊞

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第102条の規定により報告します。

事件番号	件名	議決結果
議案第7号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第8号	福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第14号	福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例	原案可決
議案第21号	平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第22号	平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第26号	平成19年度福生市国民健康保険特別会計予算	原案可決 （起立採決）
議案第27号	平成19年度福生市老人保健医療特別会計予算	原案可決
議案第28号	平成19年度福生市介護保険特別会計予算	原案可決

平成19年3月13日

福生市議会議長　石　川　和　夫　様

市民厚生委員長　大　野　　聰　㊞

市民厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第102条の規定により報告します。

事件番号	件名	議決結果
議案第20号	平成18年度福生市一般会計補正予算（第4号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）	原案可決

平成18年3月5日

福生市議会議長　石　川　和　夫　様

平成19年度福生市一般会計
予算審査特別委員会
委員長　沼　崎　満　子　㊞

平成19年度福生市一般会計予算審査
特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、福生市議会会議規則第102条の規定により報告します。

事件番号	件　　名	議決結果
議案第25号	平成19年度福生市一般会計予算	原案可決 (起立採決)

議員派遣について

平成19年3月16日

地方自治法第100条及び福生市議会会議規則第158条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1　新庁舎建設現場視察

(1)　目的　　建設中の新庁舎の現状について

(2)　派遣場所　　新庁舎建設現場

(3)　期間　　平成19年3月16日（金）

(4)　派遣議員　　加藤育男　議員、串田金八　議員、田村昌巳　議員、
増田俊一　議員、大野　聰　議員、前田正蔵　議員、
中森富久　議員、阿南育子　議員、髙橋章夫　議員、
原島貞夫　議員、森田昌巳　議員、石川和夫　議員、
田村正秋　議員、大野悦子　議員、羽場　茂　議員、
青海俊伯　議員、今林昌茂　議員、沼崎満子　議員、
松山　清　議員、清水信作　議員、遠藤洋一　議員、
小野沢久　議員　（22名）

平成19年3月9日

福生市議会議長　石　川　和　夫　様

総務文教委員長　青　海　俊　伯　㊞

総務文教委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第103条の規定により申し出ます。

事件番号	件名	
陳情第17-5号	核兵器廃絶実行のために日本政府の尽力を要請する意見書の提出を求める陳情書 （平成17年5月19日受理）	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

平成19年3月7日

福生市議会議長　石　川　和　夫　様

建設環境委員長　前　田　正　蔵　㊞

建設環境委員会閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、福生市議会会議規則第103条の規定により申し出ます。

事件番号	件名	
陳情第16-13号	保育園児の安全確保に関する陳情書 （平成16年8月4日受理）	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため
陳情第18-5号	「のら猫」の避妊・去勢手術料金の補助に関する陳情書 （平成18年3月8日受理）	
	理由	なお慎重に調査研究を要するため

特　定　事　件　継　続　調　査　事　項　表

（平成19年3月16日第1回定例会5日目）

総務文教委員会

1　行政機構について
2　広域行政圏について
3　学校教育について
4　社会教育について
5　防災対策について
6　児童・生徒の安全対策について

建設環境委員会

1　都市基盤整備について
2　商工業・観光対策について
3　工事の進捗状況について
4　駐車場対策について
5　公害対策について
6　塵芥、し尿対策について
7　緑化対策について
8　交通安全対策について
9　環境対策について

市民厚生委員会

1　福祉対策について
2　保健衛生対策について
3　窓口業務について
4　介護保険について

特　定　事　件　継　続　調　査　事　項　表

（平成19年3月16日第1回定例会5日目）

議会運営委員会

1　定例会・臨時会の会期等議会運営について

2　議会だよりの編集及び発行について

3　福生市議会会議規則等について

4　議場施設等について

5　議員定数について